

将来に希望を持って生きられる

「この国のあり方」について

平成 22 年 5 月

全国知事会

この国のあり方に関する研究会

はじめに

「小さな政府論」による構造改革が進められた結果は、本格的な少子高齢化、人口減少と相まって、国民の安心を支えてきた公的年金、医療等の社会保障や安定した雇用システムに歪みをもたらし、貧困や格差が広がることとなりました。

また、「三位一体の改革」は、地方交付税や補助金の減額をもたらし、地方行政にとって満足な行政サービスの提供ができないような状況に追い込まれてしまいました。

そうした中で、2008年秋に発生した世界同時不況により、これらの状況が一層増幅されて、国民の間には将来に対する不安感、閉塞感が漂うこととなりました。

一方で、地方分権の推進、道州制の導入などが継続的に議論されていますが、生活者である国民にとっては、ややもすれば国と地方の財源と権限の配分争いにしか映らず、この国をどのような社会にしていくのかが十分に示されていない状況にあります。

こうした時代状況を乗り越えるための考察として、全国知事会において、神野直彦東京大学名誉教授、宮本太郎北海道大学教授、井手英策慶応義塾大学准教授にお願いして、「地方分権型の『ほどよい政府』を－21世紀日本の福祉国家と地方政府－」を取りまとめていただきました。

この報告書では、福祉と雇用の両面から国際比較を行いながら、わが国における福祉政策と雇用政策の特徴と現状について、説得力のある分析が行われました。

この報告書を手がかりとして、個々の制度や枠組みを俯瞰した「この国のあり方」そのものを議論していくべきではないか、そして、このことは国からの議論ではなく、生活者に身近な地方の立場で考え、提案していくことが重要ではないかとの趣旨から、2009年7月に三重県で開催された全国知事会議において「この国のあり方に関する研究会」の設置が決定されました。

幸い、多くの知事に賛同をいただき、今まで5回にわたり、大変活発な議論が展開されました。

この間、2009年夏の総選挙によって、本格的な政権交代がなされ、鳩山

内閣が発足しました。鳩山内閣は「友愛」「コンクリートから人へ」「人間のための経済」といった基本理念のもとで、さまざまな政策を転換しようとしています。この国の目指すべき将来像については必ずしも明示されているとはいえません。

本来ならば、「この国のあり方」という極めて大きなテーマであるため、しっかりと時間をかけて検討すべきところですが、一日も早く「この国のあり方」について広範な議論がなされるべきとの思いから、このたび、当研究会での議論をとりまとめたところです。

この報告書が、今後、国や地方公共団体はもとより、多くの方々が「この国のあり方」を議論するきっかけとなれば幸いです。

なお、神野直彦東京大学名誉教授には、当研究会の顧問として、貴重なアドバイスをいただきました。この場をおかりして、心より御礼申し上げます。

2010年5月

全国知事会 この国のあり方に関する研究会

座長 三重県知事 野 呂 昭 彦

座長代理 愛媛県知事 加 戸 守 行

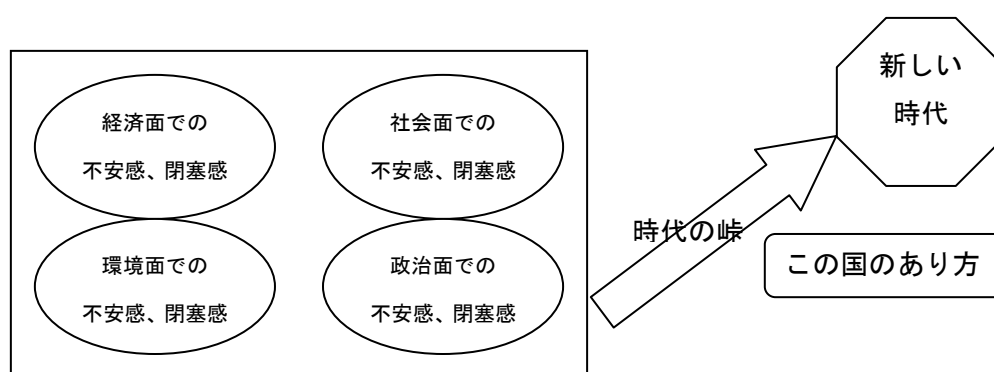
目 次

第1章 時代の峠で「この国」に漂う不安感、閉塞感	
1 経済面から見た不安感、閉塞感	1
2 社会面から見た不安感、閉塞感	3
3 環境面から見た不安感、閉塞感	4
4 政治面から見た不安感、閉塞感	5
5 峠の向こうの「この国のあり方」	5
第2章 「この国」の福祉政策と雇用政策	
1 福祉国家の3つの類型	7
2 政府の大きさと経済的パフォーマンス	8
3 国際比較による「この国」の生活保障	9
4 国際比較による「この国」の雇用保障	11
5 国際比較による「この国」の生活保障と雇用保障の組合せ	12
6 「この国」の雇用レジームと福祉レジームの崩壊と再生	12
第3章 希望を持って生きられる「この国」のあり方	
1 「将来に希望を持って生きられる社会」を目指して	15
2 生き生きと働ける社会	16
3 生涯を通じて不安のない社会	17
4 さまざまな絆が育まれている社会	18
第4章 「この国」を実現する政策の方向	
1 希望を持って生きられる社会を実現する政策の方向	21
2 新たな社会基盤としての次世代の育成	22
3 「活動保障」としての生き生きと働ける場づくり	23
4 「生活保障」としての安心して生活できる環境づくり	25
5 張り合いや潤いをもたらす絆づくり	26
第5章 「この国」を実現する政府のあり方	
1 公共サービスから見た政府のあり方	28
2 財政から見た政府のあり方	31
3 信頼性から見た政府のあり方	34
おわりに	36

第1章 時代の峠で「この国」に漂う不安感、閉塞感

この国には経済、社会、環境、政治のいずれの側面においても不安感、閉塞感が漂い、時代の大きな転換期にあります。正に時代の「峠」に直面していると言えますが、「峠」の向こうに新しい時代を見通せない状況にあります。

「峠」にあつて、個々の制度や枠組みといった「この国のかたち」^{注1}の議論をし、改革、実行していくことも必要ですが、今、この国に求められているのは、個々の制度や枠組みを俯瞰した新しい時代の「この国のあり方」についての議論ではないかと考えます。



1 経済面から見た不安感、閉塞感

(産業構造の変化)

新しい成長産業やそれにふさわしい経済秩序が見出せないことによる不安感、閉塞感が漂っています。

かつて産業構造が軽工業から1929年の世界恐慌を経て重化学工業に転換した時と同じように、現在の産業構造は、重化学工業から知識産業といわれるソフトな産業に移行し^{注2}、工業社会から知識社会へと大きく転換しようとしている時期にあります。

しかし、知識産業に何からどのように手を付けていくのか具体的なイメージが見えない、あるいは、次代を担うリーディング産業や成長戦略が見通せないことによる閉塞感があります。特に、BRICs^{注3}に代表される新興国の急速な経済発展は、わが国が従来得意としてきた先端産業分野にも及びつつあり、今

注1 この研究会報告書では、個々の制度や枠組みを「かたち」と表現し、個々の制度や枠組みを俯瞰したものを「あり方」と表現しています。

注2 参考資料1の「No1 産業部門の生産性」(41頁)を参照

注3 Brazil, Russia, India, Chinaの頭文字

後、わが国はどのような経済戦略を採っていくべきなのか、明確な答えを見出せない状況です。

また、金融の自由化、経済のボータレス化などにより、わが国経済は、為替相場の変動や実体経済と離れた投機的資金の動向などに翻弄され、経済秩序が見出せない状況です。

さらに、エネルギー・環境制約の国際的な高まりの中で、経済成長と環境との調和をどのように図っていくのか、難しい課題を抱えています。

一方、農林水産業や地域の中小企業など地域の経済と雇用を支えてきた産業が疲弊しています。また、従前から地域の雇用の「調整弁」となってきた公共事業も財政の悪化により削減の一途をたどり、「土建国家」と称された公共事業が地域の雇用を支える時代は過去のものとなっています^{注1}。そうした中で、未だ地域の経済と雇用を支えるシステムを見出せない状況にあります。

(雇用形態の変化、貧困や格差の拡大)

雇用形態の変化とそれに伴う貧困や格差の拡大による不安感、閉塞感が漂っています。

産業構造が転換しつつある中で雇用形態も大きく変化しています。経済のグローバル化を背景とした労働市場の行き過ぎた規制緩和により、従来の年功序列型の長期雇用システムが崩れ、正規労働者と非正規労働者の二極化^{注2}が進んでいます。しかも、一度、非正規労働に就くと正規労働に就労することが難しく、いわゆる、ワーキングプア、ロストジェネレーションという問題が指摘されています。

また、2008年秋以降の世界同時不況により、非正規労働者を中心に大量の離職者が発生していますが、有効求人減少、雇用のミスマッチにより安定した就労になかなか繋がっていません。

国は、2009年10月に、わが国の相対的貧困率^{注3}が2006年時点で15.7%であったというショッキングな発表をしました。この数値はOECD先進諸国の中でもっとも悪いランクになると予測されています。

また、所得格差を示すジニ係数では、非正規労働者の増加による所得の低下、税制や社会保障制度等を通じた所得の再配分機能の低下などにより、25歳未

注1 参考資料1の「No2 公共投資の国際比較」(41頁)を参照

注2 OECD 対日経済審査報告書(2006年)によれば、「(日本の)ジニ係数は、1980年代半ば以降大幅に上昇し、OECD平均をやや上回るまでに上昇し、日本の相対的貧困率は今やOECD諸国で最も高い部類に属する」とした上で、「人口高齢化は、賃金のばらつきが比較的大きい50~65歳の労働力の割合を高めるため、格差拡大の一因となっている。しかし、主要因は労働市場における二極化の拡大にあると考えられる。10年前には全労働者の19%だった非正規労働者の割合は30%以上に増加した。パートタイム労働者の時間当たり賃金は平均してフルタイム労働者の40%にすぎない。」としています。なお、参考資料1の「No3 雇用者における正規・非正規比率の推移」(42頁)を参照

注3 国民一人ひとりの所得(等価可処分所得)を並べ、その中央値の半分に満たない人の割合

満や50歳代において所得格差が拡大傾向にあります^{注1}。さらに、低所得者層の固定化、子どもの貧困といった問題が指摘されています。

その中で特に、障がい者をはじめ、母子家庭、生活保護家庭等の自立にしわ寄せが及んでいます。

2 社会面から見た不安感、閉塞感

(福祉国家の行き詰まり)

市場の失敗に対し、租税制度をもとに所得を再配分する福祉国家の行き詰まりによる不安感、閉塞感が漂っています。

戦後、わが国は、人口の自然増や右肩上がりの経済成長を前提に、現金給付を中心とした所得の再配分をするとともに、長期雇用で守られた働き手とその家族を養うというシステムが形成され、「一億総中流」と喧伝されるまでに、貧困や格差が抑制された福祉国家を形成してきました。

しかし、オイルショックを契機とした低成長時代への移行、経済のグローバル化の進展や本格的な少子高齢化などに伴い、産業構造や雇用形態が変化する中で、所得の再配分機能が低下して貧困や格差が拡大するとともに、地理的にも都市と地方の格差が広がることとなって、福祉国家は行き詰まり、「平等神話」はもろくも崩れることとなりました。そうした中で、福祉国家に替わる新たなシステムを構築できない状況にあります。

(ライフステージごとのセーフティネットの弱体化)

福祉国家が行き詰まる中で、「小さな政府論」による構造改革が進められた結果、国民の安心を支えるさまざまなセーフティネットが弱体化してきています。

経済的理由などによる子育てや子どもの教育に対する不安^{注2}が高まるとともに、医師の不足・偏在等^{注3}に起因する地域医療の弱体化などの医療や健康に対する不安や、公的年金制度の持続性への不信感、介護分野における施設や人材の不足などによる介護に対する不安^{注4}が高まっています。

このように、セーフティネットが弱体化して貧困や格差が広がるとともに、さまざまな私的負担^{注5}が増大し、「社会保障が家族を支える関係」から「家族

注1 内閣府「平成18年度 年次経済財政報告書」より

注2 参考資料1の「No4 子育ての辛さの内容」(42頁)を参照

注3 参考資料1の「No5 都道府県(従業地)別にみた医療施設に従事する人口10万対医師数等」(43頁)を参照

注4 参考資料1の「No6 社会保障制度に関する意識」(43頁)を参照

注5 例えば、OECDの教育支出の私費負担割合(2006年)によれば、OECD平均が15.3%に対して、日本はほぼ倍の33.3%となっています。

が社会保障を支える関係」へと変化してきています。

(家族や地域の絆の希薄化)

雇用形態の変化等に伴う経済的、精神的なゆとりの無さや人々の価値観の多様化などにより、家族や地域の絆が希薄化しています。

絆の原点である家族については、少子化、核家族化、単身世帯^{注1}が増加するとともに、晩婚化・未婚化^{注2}が進みつつあり、その姿は大きく変容しつつあります。

また、身近な地域にあっても、助け合いや支えあいの機能が低下するとともに、地域で培ってきた固有の文化やアイデンティティが失われつつあります。

こうした中で、家族や地域が有する助け合い、支え合いと言った絆が薄れ、社会生活の基礎的な支えが弱体化しています。家庭内で虐待を受ける児童や心を開いて相談できる相手がなくて自殺する人が増加するとともに、「無縁社会」の中で、孤独死する人、人間関係をうまく築けない若者が増えつつあります。

3 環境面から見た不安感、閉塞感

(自然環境の変調等に伴う不安感)

環境問題は、高度経済成長期では、人口や工業施設が集中した地域における限定的な問題と捉えられてきましたが、現在では、人々の生活そのものに広く不安感をもたらす要因の一つとなってきています。

ゲリラ豪雨などの異常気象の多発は、自然環境の変調の現れとして不安感をもたらしています。また、地球規模での温暖化や気候の変動は、動植物分布の変化や食料生産などに大きな影響を与えるのみならず、人々の自然観、季節感、ひいては地域の伝統・文化に変調を及ぼすとの指摘がされています。

(生活環境の変化に伴う不安感)

農林業の担い手不足により農地の放置や山林の荒廃が進むとともに、食生活の欧米化等に伴う食料自給率の低下が懸念されています。特に、輸入食品の増加は、食料危機や有害物質による食品汚染等に対する不安を増大させています。

また、人々の活動による水質の汚染や過剰な森林伐採、生物の乱獲などによ

注1 参考資料1の「No7 一般世帯の状況」(44頁)を参照

注2 参考資料1の「No8 性別生涯未婚率及び初婚年齢(1970年～2005年)」(44頁)を参照

る生態系の破壊は、自然が本来もっている生態系サービス^{注1}機能の低下を招き、生物の多様性、水源の枯渇、自然災害の増加などが懸念されています。

さらに、都市化などに伴い、自然環境や土に身近に触れ合う機会が減少する中で、子どもをはじめとして自然離れが進み、自然との共生意識が薄らぎつつあります。

4 政治面から見た不安感、閉塞感

(既存の制度等に対する不信感)

経済のグローバル化の進展、産業構造や雇用形態の変化、本格的な少子高齢化の到来に対して、既存の制度や政策がうまく対応しておらず、人々に不安をもたらせています。

公的年金、医療保険等の社会保障制度については、抜本的な改革が先延ばしされ、制度そのものの持続性に対する不信感が高まっています。また、教育、雇用、税制などの制度や政策においても、産業構造や雇用形態の変化などに対応しておらず、将来に期待を持ってない状況となっています。

加えて、政策決定過程の不透明さや国民への情報提供の不足は、官のコスト感覚の不足、度重なる不祥事の発生、政治と金にまつわる問題などと相まって、政治に対する不信感を高めています。

(「この国」の未来が展望できない閉塞感)

これまで、時代の変化に対応するため、経済や社会の各分野でビジョンを策定し、対応してきましたが、経済情勢の変化、厳しい財政状況、政治のリーダーシップの欠如などにより、全体として効果的なものとはなりません。

新しい成長戦略が見通せない、都市と地方の格差をどう解消するのか、疲弊する地域社会をどう再生するのか、膨大な財政赤字にどう対処していくのか、などといった重い政治課題を抱えて、「この国」の未来が展望できないことによる閉塞感が高まっています。

5 峠の向こうの「この国のあり方」

(峠の中の時代と国民の選択)

わが国は、経済的、社会的、環境面、政治的に大きな時代の転換点にあり、

注1 生態系サービスとは、生き物や生態系によってもたらされる利益や資源を指し、機能により、供給、調整、文化、基盤、保全等に分類される。

正に、時代の「峠」に直面していると言えます。一方で、「峠」の向こうを見通せない状況にあります。

こうした時代状況の中で、2009年夏の総選挙で国民は変化を選択し、戦後始めて本格的な政権交代がなされ、鳩山内閣が発足しました。鳩山内閣では「友愛」「コンクリートから人へ」「人間のための経済」といった基本理念のもとで、さまざまな政策を転換しようとしています。しかし、「この国」の将来像については必ずしも明示されているとはいえない状況です。

（「この国のかたち」ではなく「この国のあり方」）

「峠」の向こうに新しい「この国」を築いていくためには、個々の制度や枠組みといった「この国のかたち」の議論をし、改革、実行していくことも必要ですが、今、「この国」に求められているのは、個々の制度や枠組みを俯瞰した新しい時代の「この国のあり方」を提示していくことではないかと考えます。

第2章 「この国」の福祉政策と雇用政策

戦後、わが国が築き上げてきた社会経済システムに歪みが生じ、不安感や閉塞感が漂う時代状況に至っています。そこで、他国の社会経済システムと比較分析することは、わが国の特徴や方向性を考察する上で有益なことです。

ここでは、特に、福祉政策と雇用政策の国際比較から見た特徴について分析することとします^{注1}。

まず、GDPに占める社会的支出（社会保障・社会福祉への支出）の大きさを「大きな政府」と「小さな政府」に区分して国際比較を行ったとき、経済成長は政府の大きさと結びついていません。財政収支は、「大きな政府」の方が黒字であり、格差や貧困は小さな政府では大きくなっています。

また、社会的支出を生活保障と雇用保障に区分したとき、生活保障において、現金給付よりも現物給付が充実している国は、経済成長も大きく、格差や貧困が小さくなっています。雇用保障においては、雇用の弾力性（解雇の容易性）を強化するよりも、再教育、再訓練といった積極的労働市場政策^{注2}を強化した国のほうが格差や貧困が小さくなっています。

こうしたことから、「現物給付」と「積極的労働市場政策」が経済成長と貧困や格差の抑制のキーワードになりますが、これらを担う主体はいずれも中央政府ではなく、地方政府の果たす役割となります。

日本においては、社会的支出が小さい中で、長期雇用で守られた働き手とその家族を支えることによって、失業率は低く、貧困や格差も抑えられてきました。つまり「大きな雇用レジーム」が「小さな福祉レジーム」を支える構造となっていたと言えます。しかし、「雇用レジーム」が解体することによって、「福祉レジーム」も機能しなくなっているのが現状です。

そこで他国の経験に学びつつ、日本の現状を踏まえた、日本型の「この国のあり方」を再構築する必要があります。

1 福祉国家の3つの類型

福祉国家の類型の通説とされているエスピノーアンデルセンの類型論によれ

注1 ここでの考察は、2008年度の全国知事会自主調査研究委託事業「地方分権型の『ほどよい政府』をー21世紀日本の福祉国家と地方政府ー」（神野直彦東京大学名誉教授、宮本太郎北海道大学教授、井手英策慶応義塾大学准教授）を参考にしています。ただし、データは更新したものを使用しています。なお、2008年秋以降の世界同時不況後のOECDのデータはまだ公表されていないので、ここでの分析は今回の世界同時不況以前のデータに基づいています。今後、各国がどのような政策により世界同時不況を乗り越えていくのか注視していく必要があります。

注2 積極的労働市場政策とは、職業訓練、職業紹介などを通じて労働者の能力の開発と就業の促進を図り、国民経済の拡大をめざす労働力政策。

ば、政府を通じた所得の再分配の役割が大きな、北欧諸国の「社会民主主義レジーム」、家族主義が強固で、男性稼ぎ主が加入する職域ごとの社会保険が発展した大陸ヨーロッパの「保守主義レジーム」、市場主義が前面に出て社会保障支出が抑制されたアングロサクソン諸国を中心とする「自由主義レジーム」の3つに区分されています^{注1}。

図表1 代表国の諸元（2007年）

レジーム	社会民主主義	保守主義	自由主義	
代表国	スウェーデン	ドイツ	アメリカ	日本
人口（千人）	9, 148	82, 247	301, 621	127, 771
老年人口比率(%)	17.4	19.9	12.6	21.5
GDP（10億\$）	334	2, 829	13, 741	4, 295
国民負担率(%)	64.8	52.4	34.9	39.0

注) 人口、老年人口比率、GDPについてはOECD（2009）「OECD Factbook 2009」、国民負担率は日本のデータのみ2010年見直し、その他は2007年。参考資料1の「No9 国民負担率の国際比較」（45頁）を参照

後述するように、「大きな政府」か「小さな政府」かの基準をGDPに占める社会的支出（社会保障・社会福祉への支出）の割合に求めると、スウェーデンとドイツとは「大きな政府」、アメリカと日本は「小さな政府」に分類されます。

しかし、このエスピノーアンデルセンの3類型では、どうして「大きな政府」が納税者の支持を得て持続可能であったのか、「小さな政府」であるにもかかわらず納税者の反乱^{注2}が広がり、新自由主義が台頭したのかという問題が残ることとなります。

また、日本はこの類型のいずれに属するのか。日本では家族主義の強さや職域ごとの社会保険が中心となってきた点では大陸ヨーロッパ型に類似していますが、ドイツに比べると社会保障支出は小さくなっています。

こうした問題を説明するためには、福祉レジームだけではなく、雇用レジームにも着目して、2つの視点から福祉国家の全体像を把握していくことが重要となります。

2 政府の大きさと経済的パフォーマンス

政府の大きさと経済成長、財政収支及び貧困や格差の状況を比較すると図表2のとおりです。

注1 ここでは、一定の持続性をもつ政策や制度の体系を「レジーム」と総称しています。なお、便宜上、「社会民主主義レジーム」を「北欧型」、「保守主義レジーム」を「大陸ヨーロッパ型」、「自由主義レジーム」を「アングロサクソン型」と呼び、それぞれの代表国をスウェーデン、ドイツ、アメリカとしています。

注2 アメリカでは、雇用保障の弱さを背景に、長期失業者や片親世帯が増大し、彼ら彼女らが公的扶助に依存する度合いが高まりました。これに対し、自らに還元されることのない社会保障のあり方に中間層納税者の不満が高まり、70年代半ばから固定資産税の引き下げを求める住民運動と住民立法が広がりました。

図表2 政府の大きさと経済的パフォーマンス

	スウェーデン	ドイツ	アメリカ	日本
社会的支出のGDP比(%)	29.4	26.7	15.9	18.6
経済成長率	2.6	1.2	2.3	1.4
財政収支	1.2	▲2.3	▲4.0	▲5.1
貧困（相対的貧困率）(%)	5.3	11.0	17.1	14.9
格差（ジニ係数）	0.234	0.298	0.381	0.321

注) 参考資料1の「No10 社会的支出の対GDP比」、「No11 GDP実質経済成長率」、「No12 財政収支」、「No13 相対的貧困率」及び「No14 ジニ係数」(45頁～47頁)を参照。経済成長率、財政収支は、2002年から2008年までの平均値

経済成長の点では、スウェーデンとアメリカが高く、ドイツと日本が低いことから、政府が大きいか、小さいかは、経済成長と結びついていません。

財政収支の点では、スウェーデンが黒字である以外は、いずれも赤字となっていることから、「大きな政府」であるから財政収支が赤字になるというよりは、むしろ「大きな政府」であれば黒字になるとさえ指摘することができます。

貧困や格差の点では、スウェーデンが小さく、アメリカが大きく、ドイツが両者の中間に位置しています。日本はアメリカとともに貧困や格差も大きくなっています。

これを国別に述べると、スウェーデンは、経済成長は良好で、貧困や格差も小さくなっています。財政収支も黒字となっています。ドイツは、経済成長が低く、貧困や格差は中間ですが、財政赤字に苦しんでいます。アメリカは、経済成長は良好なもの、貧困や格差は大きく、財政収支も赤字に苦しんでいます。

日本は、経済成長は低く、貧困や格差が大きく、財政収支も大きな赤字となっています。

3 国際比較による「この国」の生活保障

(現物給付と現金給付)

生活保障にかかわる社会的支出を現物給付と現金給付に区分して各国を比較すると、貧困や格差に関するパフォーマンスを決定しているのは現金給付よりも、現物給付であるということが出来ます。

スウェーデンとドイツを比べると、スウェーデンは現物給付に重点を置き、ドイツでは現金給付に重点を置いています。ドイツはスウェーデンよりも現金給付が大きいのですが、スウェーデンよりも貧困や格差が大きくなっています。

現物給付の小さい日本では、アメリカと同様に貧困や格差が著しく大きくな

っています。

図表3 生活保障支出のGDPに占める割合（2005年）

	スウェーデン	ドイツ	アメリカ	日本
現物給付	13.7 (12.6)	9.9 (9.4)	7.8 (6.7)	8.1 (7.2)
現金給付	14.5 (14.2)	15.9 (15.5)	8.0 (7.6)	10.2 (9.0)

注) 時系列のデータは、参考資料1の「No15 現物給付の対GDP比」、「No16 現金給付の対GDP比」(48頁)を参照。下段は2002年

(政策分野別の社会支出の対国民所得比)

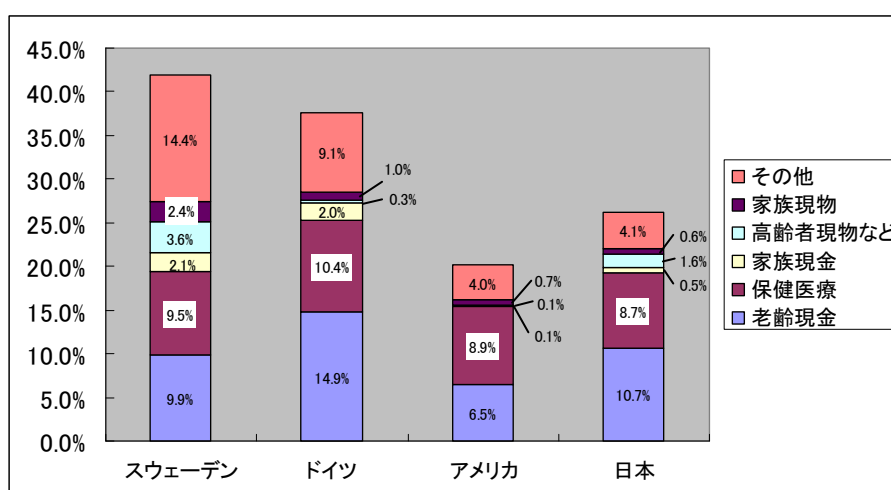
政策分野別の社会支出における対国民所得比について各国を比較すると図表4のとおりです。

「老齢現金」では、日本はアメリカやスウェーデンを上回りますが、ドイツを下回る規模となっています。

「保健医療」では、日本はアメリカとほぼ同規模ですが、ドイツやスウェーデンを下回る規模となっています。

積極的労働市場政策や失業関連政策を含む「その他」では、日本は、アメリカをわずかに上回りますが、ドイツ、スウェーデンをかなり下回る規模となっています。また、スウェーデンはこの分野で、他の3か国に比べ、かなり大きい規模となっています。

図表4 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較



注) OECD.Stat Extracts のデータをもとに、三重県政策部企画室が作成

留意すべき事項として、スウェーデンでは教育や福祉、医療という現物給付が高い比率を占めている背景には、普遍主義（universalism）^{注1}を採用しているという点です。租税を財源として、あらゆる人々に現物給付をするには、地方政府の権限強化と財源の充実が必要となりますが、スウェーデンでは現物給付を担保する観点から、地方政府の自主的課税力が強く、財源を所得課税、特に個人所得税に特化していることが特徴としてあげられます。

4 国際比較による「この国」の雇用保障

雇用の弾力性（解雇の容易性）と積極的労働市場政策（対GDP比）について各国を比較すると図表5のとおりです。

図表5 雇用保障

	スウェーデン	ドイツ	アメリカ	日本
雇用の弾力性	12位	21位	1位	8位
積極的労働市場政策	1.12%	0.77%	0.13%	0.16%

注) 参考資料1の「No17 雇用の弾力性」、「No18 積極的労働市場政策の支出割合」（49頁）を参照。なお、雇用の弾力性は、2008年OECD加盟29か国中の順位

スウェーデンとドイツを比べると、スウェーデンでは、積極的労働市場政策によって低利潤部門からIT産業などの高利潤部門に労働力を移動することに重点を置いています。

ドイツでは、解雇に関する規制に重点が置かれています。積極的労働市場政策への公的支出は大きいですが、職域のなかでの技術力保全を目指したプログラムが中心で、労働市場の流動化を前提としたものではありません。

アメリカでは、労働市場への規制が最も弱く、弾力的ですが、積極的労働市場政策の公的支出が小さくなっています。完全雇用法が議会で否決されたという経緯もあり、財政金融政策で完全雇用を達成することは事実上放棄されてきました。それが経済成長の高さに表れているとしても、積極的労働市場政策の公的支出が小さく、貧困や格差の大きさに反映されていることが伺えます。

日本においては、大企業における長期雇用の慣行と地方における公共事業や零細な流通業などに対する保護・規制などで雇用が維持されてきたこともあって、積極的労働市場政策の公的支出は、スウェーデンと比べると極めて小さい状況となっています。

注1 近代的社会保障において、民族、国籍、性別、所得等の如何にかかわらず、すべての人を対象として、すべての社会的事故に対処するという考え方を言います。これに対し、選別主義（selectivism）とは、限られた財源を効率的に利用するために、所得等によって国民の一部を選別して社会的事故に対処するという考え方です。

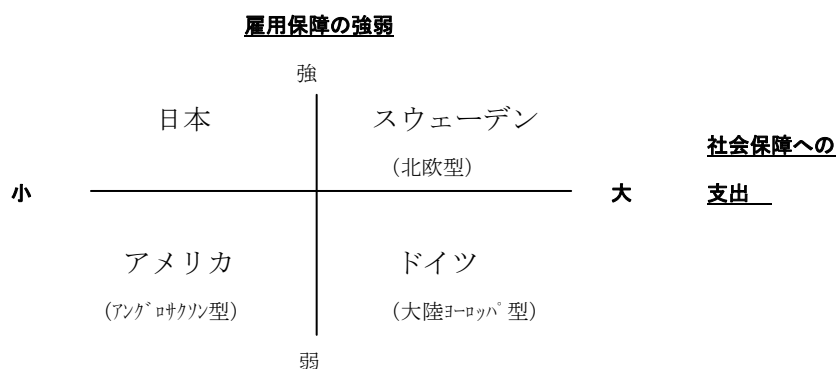
5 国際比較による「この国」の生活保障と雇用保障の組合せ

こうしたことを踏まえ、福祉レジームと雇用レジームの組み合わせからなる「福祉国家」は、その特徴から図表6のとおり4つのパターンに区分できます。

スウェーデンでは、福祉レジームも雇用レジームも支出が大きく両者を組み合わせることで雇用を軸として経済成長と貧困や格差の抑制を両立させています。ドイツでは、福祉レジームに対する支出は大きいですが、雇用レジームが弱く、失業や財政赤字が増大しています。アメリカでは、福祉レジームも雇用レジームも支出が少なく市場原理が前面に出ています。

一方、日本は、以上のどのパターンにも当てはまりません。福祉レジームへの支出は少ないが、雇用レジームは安定していたという特徴があります。

図表6 日本型福祉国家の比較論的位置



6 「この国」の雇用レジームと福祉レジームの崩壊と再生

これまでの考察から、日本の特徴としては、「大きな雇用レジーム」が「小さな福祉レジーム」を支えてきたことにあります。それが今、崩壊しつつあります。

（「大きな雇用レジーム」とその崩壊）

日本では、大企業においては長期雇用の慣行によって男性稼ぎ主の雇用が保障されてきました。一方、低生産性部分においても、地方における公共事業や零細な流通業などに対する保護・規制などにより、男性稼ぎ主の雇用を安定させてきました。その中で、女性の就労はあくまでパート就労として家計を補完するものとされてきました。

こうしたことから、日本では、積極的労働市場政策の公的支出は小さいです

が、失業率は低く、貧困や格差も相対的に抑制されてきました。

ところが、この「大きな雇用レジーム」が今、崩壊しつつあります。

経営者団体は、長期雇用の対象者を縮減するという戦略転換を図り、それを前提に、大企業を中心に不良債権処理のためのリストラが進行し、非正規労働者の割合が増大し、所得保障が空洞化しました。

また、公共事業による雇用保障の代償は空前の財政赤字となって表れたため、雇用レジームを支えてきた公共事業の大幅な削減が実施されました。

（「小さな福祉レジーム」とその機能不全）

日本では、現役世代の生活保障が雇用レジームに委ねられたことで、社会的支出は規模の上で抑制されてきました。そして、その支出のあり方が人生後半の保障（年金、高齢者医療、遺族関連支出など）に傾斜しています。

しかし、「小さな福祉レジーム」は、「大きな雇用レジーム」の中で男性稼ぎ主の雇用を確保できることを前提としていたため、雇用レジームの解体のあおりを受けて揺らぎ始めると、たちまち機能しなくなっています。

雇用レジームの揺らぎは、企業の組合健保などの被用者保険から国民健康保険への移動増をもたらし、その結果、保険料が高くなる傾向にあり、社会保険が空洞化し、機能不全に陥るおそれがあります。

また、現役世代への支援が弱かったところへ、雇用レジームの解体により福祉レジームの問題点が顕在化しました。低収入で不安定な立場にある非正規労働者が増加する中で、保育料などの自己負担が増大し、真にサービスを必要とする人が排除される結果となっています。

（「この国」の政府の大きさ）

まず、「この国」の「政府の大きさ」について見ると、第一に、北欧並みの福祉国家を目指す方向が考えられます。しかし、この選択肢は、短期的、中期的な方向として実現は困難なものです。

その理由としては、「高福祉高負担」を実現するために大規模な増税が必要となること、所得税を中心とした思い切った税源移譲と教育・福祉・医療サービスの体系を普遍主義へ切り替えることが必要となること、衰退産業の大胆な縮小や労働力の柔軟な移動を可能にするための積極的労働市場政策の強化が求められること、などがあげられます。

次に、アメリカのような「小さな政府」を模索する方向が考えられます。しかし、この選択肢も、経済危機と格差社会という現実を踏まえると難しい選択肢です。

その理由としては、低所得者層を支えるための政府を通さない社会的ネット

ワーク（寄付文化やNPO等による私的な社会支出など）が未成熟な中で、「小さな政府」を追及すればただ単に「小さいだけの政府」に終わりがねないこと、などがあげられます。

（日本型モデルの模索）

それでは、「この国」の雇用レジームと福祉レジームをどのように模索し、再生していけばよいのか。

まずは、グローバル化の進展、産業構造の転換、少子高齢化・人口減少の同時進行、膨大な財政赤字といったわが国を取り巻く状況を直視していかなければなりません。

その上で、北欧などの経験に学びながら、教育・福祉・医療サービスなどの現物給付と人の能力を高める積極的労働市場政策とを連携させることで、経済成長と貧困や格差の抑制を両立させていくことが考えられます。

そして、個別ニーズに応じたきめ細かな現物給付等を担う主体として、住民に身近な地方政府の果たすべき役割を大きくしていく必要があり、地方分権の更なる推進、地域主権社会の実現が求められます。

正に、「日本型モデル」の構築が求められています。

第3章 希望を持って生きられる「この国」のあり方

諸外国のモデルをそのまま受け入れるのではなく、あくまでも参考としながら、「日本型モデル」を構築していく中で、わが国に漂う不安感、閉塞感を克服し、時代の「峠」の向こうに、希望を持って生きられる「この国のあり方」を描いていく必要があります。

1 「将来に希望を持って生きられる社会」を目指して

産業構造の大きな変革期の中で、わが国が築いてきた雇用保障も生活保障も行き詰まり、国民の間には不安感と閉塞感が漂うこととなりました。

「小さな政府論」による構造改革は、「この国」の新たなビジョンを示すことなく、不安感、閉塞感を増幅させました。

大きな時代の「峠」にあって、今、求められているのは、将来に希望を持って生きられる社会です。

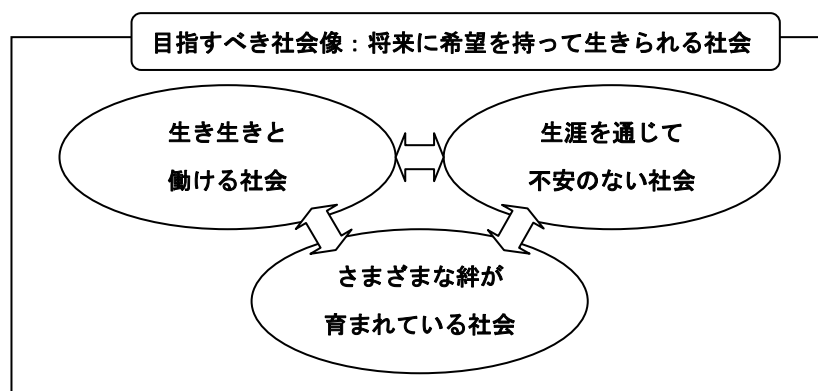
人々が将来に対して希望を見出し、希望の実現にチャレンジしていく上では、誰もが知識や知恵という能力を高め、最大限に発揮して、多様性と創造性に満ちた活動ができ、そして、失業や病気などで能力を発揮する場がなくなった時でも、一定の生活が保障されて、繰り返し、活動できることが不可欠です。

さらに、家族や地域の絆をはじめ、さまざまな絆が生まれ、人々の活動や生活のあらゆる場面で助け合いや支え合い、分かち合いができることが重要となります。

こうした基本的な考えのもとで、「将来に希望を持って生きられる社会」を実現するための具体的な社会像として、

- 生き生きと働ける社会
- 生涯を通じて不安のない社会
- さまざまな絆が育まれている社会

を提案します。



2 生き生きと働ける社会

わが国にふさわしい産業構造が形成される中で、人々が能力を高め、最大限に発揮される「生き生きと働ける社会」を形成していくことが求められています。

働くことは、単に、生活の糧を得る手段にとどまらず、人として生きる誇り、喜びであり、また、人々がこの誇り、喜びを享受することで社会に活力と安心がもたらされることとなります。

(産業が元気で雇用が充実した社会)

地下資源等に恵まれていないわが国においては、工業社会から知識社会への転換、エネルギー・環境制約の高まりなどを踏まえ、将来にわたって成長が期待される国際競争力のある産業が戦略的に形成され、資源や食料等を輸入するための外貨を得るとともに、アジアをはじめとする国際社会の健全な発展に貢献することが求められています。

一方、少子高齢化や価値観の多様化などに伴う国内の多様な需要に対応したさまざまな産業が形成され、より豊かな生活が享受されることが求められています。

こうした産業の形成を通じて、多くの働く場が維持、創出されていくことが求められています。

また、地域の雇用を支えてきた公共事業については、産業構造や社会の変化を踏まえ、新たな視点が求められています。

(能力の発揮と多様な職業選択が可能な社会)

働くことに誇り、喜びを実感することができるためには、人々が能力を高める中で、多様な職業選択が用意されていることが前提となります。

そして、能力の発揮を制約する要因が取り除かれ、働くことを通じて一人ひとりが持つ能力が発揮され、このように働きたいという熱望や抱負が最大限実現できるキャリアアップが可能となる社会を形成していくことが求められています。

一方で、働くことに適正な見返りがあってはじめて生活の安定が得られます。人々が働く意欲や能力を高めるために、労働の対価や勤務時間などの労働条件を再整備していくことが求められています。

(再挑戦ができる社会)

自由主義経済では、一定のルールのもとで競争が促されることによって社

会に活力がもたらされます。しかし、競争の中ではすべての人が勝者にはなれません。競争に敗れ、遅れた人にとって再挑戦する道が開かれていることで、社会に持続的な活力がもたらされます。

何らかの事由で就労や事業等に失敗しても、一定の生活が保障されるとともに、多様な職業選択が用意されている中で、能力を高めるための職業訓練、大学への再入学等を通じて、繰り返し、挑戦できる社会を形成していくことが求められています。

3 生涯を通じて不安のない社会

人々の生涯には、自立への不安、子どもを生み育てることへの不安、教育に対する不安、病気に対する不安、老後に対する不安などさまざまな不安要素があります。こうした不安要素が解消され、安心が実感されてこそ、人々は生き生きと働き、明るい家庭を築き、地域等でさまざまな活動を行うことができます。

また、日々の暮らしを営む生活者にとって、取り巻く状況に応じて、人それぞれの不安を抱えています。これらの不安に応じたきめ細かな対応が求められています。

(自立への道が開かれた社会)

人々は自立することではじめて安心が得られ、貧困や格差が抑制されることとなります。

自立に向けて出入りが容易な生活保護、障がいや加齢の程度に応じた自立への支援、自立できない若者を地域で支える仕組みづくりなどを通じて、自立への道が開かれた社会を形成していくことが求められています。

(安心して子どもを生み育てられる社会)

子どもが健やかに成長することは、人にとって何ものにも代え難い喜びであるとともに、社会の持続性の基礎となるものです。

子育てと就労の両立が可能な環境づくりや地域で子育てを支える環境づくりなどを通じて、安心して子どもを生み育てられる社会を形成していくことが求められています。

(学びと教育に安心できる社会)

学びや教育は、自立の基礎となるもので、さまざまな変化や困難を乗り越える知識と知恵を養う源となるものです。

教育機会の均等化、教育と実社会との結びつきの強化、学び直しができる仕組みづくりなどを通じて、意欲や能力に応じて進学することができ、また、いつでも職業選択の可能性を拡げ、キャリアアップができる、学びと教育に安心できる社会を形成していくことが求められています。

(医療と健康に安心できる社会)

体やこころの健康は、人々が生き生きと活動し、生活するための安心を支える源泉です。

いつでも、どこでも適切な医療サービスにアクセスできる仕組みづくり、健康づくりへの支援などを通じて、経済的、地理的な理由等にかかわらず、適切な医療サービスを受けることができ、生涯を通じて健康で過ごすことができる、医療と健康に安心できる社会を構築していくことが求められています。

(老後に安心できる社会)

老後においても、社会と関わり続け、切れ目のない自己実現ができることは、大きな安心のひとつとなります。

安心できる年金・介護制度の確立、地域における医療・介護連携の推進などを通じて、老後の生活について見通しが付き、加齢に伴う体の弱まりへの不安が解消される、老後に安心できる社会を構築していくことが求められています。

また、加齢に応じた多様な活動ができる環境づくりなどを通じて、これまで培った知識や経験を生かして、積極的にさまざまな活動に関わることによって、切れ目のない自己実現ができる社会を形成していくことが求められています。

4 さまざまな絆が育まれている社会

家族や地域で育まれている助け合い、支え合いといった絆のなかで、人々は安心を感じ、モラルを高め、成長することができます。

また、家族や地域の繋がりを超えて、社会の構成員として貢献したいとの思いの中で、NPO活動やボランティア活動、民間企業の社会貢献活動などが広がるなど、多様な主体が参画し、連携した「新たな絆」が広がりつつあります。

こうした絆は、他者に貢献することの喜びという価値基準で形成されるもので、競争による効率性の追求や需要と供給で決定される経済原理では充足されないことのない張り合いと潤いをもたらします。そして、公共サービスをより質

の高いものとするための基本的な支えとなるものです。

さらに、人や地域、企業等が交流し、知識等を分かち合うことによって、「新たな価値」が創造されることとなります。

(家族や地域の絆が再生されている社会)

家族や地域の絆は、人々のさまざまな活動や安心した生活を保障する原点となるものです。しかし、家族や地域の変容に伴い、その絆が薄れつつあります。

子育て、若者、高齢者等を地域で支える環境づくりや主体的に地域づくりができる仕組みづくりなどを通じて、家族や地域の絆が再生されている社会が求められています。

(自然との絆、自然を介した人との絆が再生されている社会)

生活スタイルや雇用形態の変化により、自然環境と日常的に触れ合う機会が乏しくなっています。また、そのことが、地域の絆の希薄化に影響していることも否めません。

日常生活の中に季節の移り変わりや生き物の営みを実感する機会を取り戻すことにより、多様な価値観を育み、自然と共に生き、互いに支えあう社会の再構築に繋げていくことが求められています。

(個性豊かな地域アイデンティティが継承・創造されている社会)

それぞれの地域には、固有の文化や行事などが地域住民の誇りとして継承されてきました。地域の絆が薄れるなかで、改めて地域のアイデンティティを再確認・再発見し、地域の力で、有形・無形の財産を継承するとともに、知恵や工夫を結集して地域の新たな文化を創造することによって、住民が誇りに思える地域を形成していくことが求められています。

(多様な主体が参画・連携している社会)

NPOやボランティア団体、民間企業など多様な主体の自発的な参画・連携がさらに広がり、「公」と役割を分担する中で、支え合いや自己実現、コミュニティビジネスの展開等がなされ、「公」だけでは達成することができない、多様化し、複雑化、高度化する社会のニーズに応えていくことが求められています。

(多様な交流による新たな価値の創造)

人や地域、企業が多様な交流をすることは、創造性を触発する原点となり

ます。

人と人の交流、地域と地域の交流、企業と企業の交流の機会づくりなどを通じて、知識や知恵の分かち合いによる「新たな価値」が持続的に創造されることが求められています。

第4章 「この国」を実現する政策の方向

「将来に希望を持って生きられる社会」を実現していくため、今後、「この国」が採るべき「政策の方向」について提案します。

1 希望を持って生きられる社会を実現する政策の方向

「将来に希望を持って生きられる社会」を実現する上では、「人」という宝を何よりも大切にしていける必要があります。

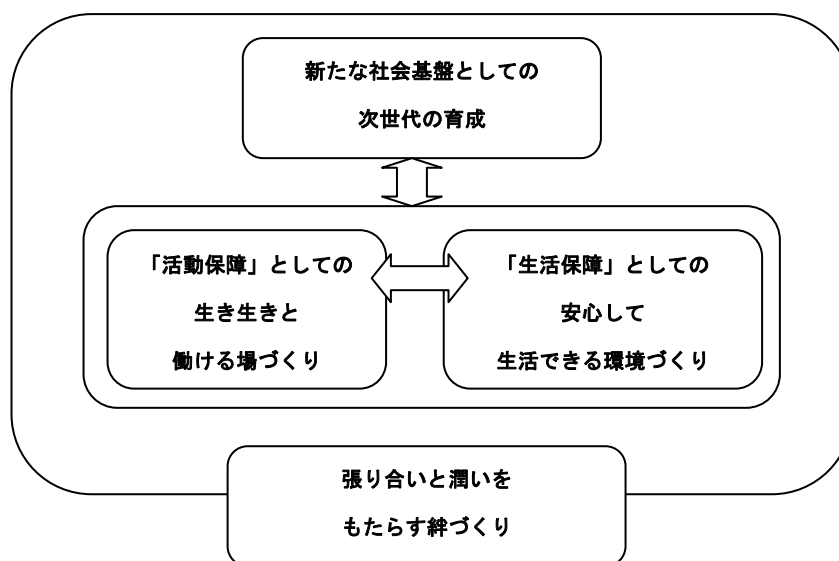
人々が、それぞれのライフステージに応じて、その能力を高め、発揮する中で、「峠」の向こうに希望を見出し、希望の実現に向けて行動することによって、多様性と創造性に満ちた、生き生きとした社会が形成されます。

また、「人」という宝を未来に向けて磨き、高めていくためには、さまざまな絆を紡ぎ合って張り合いや潤いを得る中で、子どもが健やかに成長し、適切な教育のもとで若者となって実社会に出て、生き生きと活動し、安心した生活を営み、そして、「次」の次世代を育成するという連環を途切らすことのないような政策をパッケージとして作り上げていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、将来に希望を持って生きられる社会を実現するための「政策の方向」の柱として、次の4つを提唱します。

- 新たな社会基盤としての次世代の育成
- 「活動保障」としての生き生きと働ける場づくり
- 「生活保障」としての安心して生活できる環境づくり
- 張り合いと潤いをもたらす絆づくり

《政策の方向》



2 新たな社会基盤としての次世代の育成

子どもの健やかな発育や成長を社会全体で支え、きめ細かな教育のもとで、子ども自らが能力を高める中で、人格を形成し、社会の規範を身に付けて、実社会に送り出していかなければなりません。

そして、グローバル化の進展や産業構造の変化、本格的な少子高齢化・人口減少などに直面しているわが国においては、次世代の育成は、知識社会における「新たな社会基盤」と位置づけられるべきものであり、「コスト」ではなく「未来への投資」と捉えられるべきものです。

(子どもの健やかな成長を社会全体で支える)

子育てを社会全体で支え、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが自ら健やかに成長する力を育むために、子育てと就労の調和による子育てを支援する政策が不可欠です。

子どもの成長に必要な消耗財等を購入するための適切な水準の現金給付の提供、子どもの保育や病気に関する専門的な知見等に基づいた保育サービス、就学前教育サービス、放課後児童サービス、小児医療サービスなどの現物給付の提供、あるいは育児休業等の雇用システムの見直しなど、総合的な政策を講じていく必要があります。

(個の能力に応じたきめ細かな教育サービスの提供)

子どもには、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利が保障されなければなりません。

教育を受ける権利を保障するために、能力と意欲に応じて教育が受けられるよう、大学等の高等教育^{注1}も含めた教育の授業料負担の軽減等を進めていくとともに、在学中の経済的負担等を軽減するための適切な奨学金制度を充実させていくことも求められています。

一方、子どもの能力はさまざまです。個の能力に応じたきめ細かな教育サービスを提供するために、義務教育においては少人数学級等をさらに進めるとともに、高校、大学等においては多様なカリキュラムや学科が選択できるようにする必要があります。特に、障がいを持った子どもに対する十分な配慮がなされなければなりません。

また、子どもや若者が自らの能力を高めたいと感じる時期や、就きたい職業を具体的にイメージする時期もさまざまです。個人の成長段階に応じ多様

注1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条第2項（c）では、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」とされています。

な選択の中で自らの能力をいつでも高めることができるよう、キャリア教育・職業教育の推進、社会人入学への支援などを充実していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、具体的な教育目標の設定や、教育サービスを支える人的・物的な基盤や財政面について、不断の改革をしていかなければなりません。

3 「活動保障」としての生き生きと働ける場づくり

生き生きと活動できる場があって、はじめて安心して生活することができます。

人々に、多様な選択肢が用意されている中で、自らの能力を高め、発揮しながら、生き生きと働き、また、さまざまな活動をする機会が保障されることによって、社会全体に活力がみなぎることになります。ここでは、こうした「活動保障」の中で、特に「生き生きと働ける場づくり」について提案します。

(新しい時代にふさわしい産業政策の展開)

工業社会から知識社会に転換しつつある中で、多様性と創造性に満ちた産業を育成していく必要があります。

より人間的な能力を活用し、わが国が保有する技術力（知識や知恵）や地域資源などに着目しつつ、国際競争力があり、他国に容易にフライトせず、新興国が簡単に追いつくことができない産業の育成を戦略的に展開するとともに、国内の多様な需要に対応した、地域や生活に密着した産業の育成を展開していく必要があります。

一方、各地域、各企業はそれぞれ固有の強みや資源を保有していることから、産業政策の展開も多角的な視点が不可欠です。ここでは、地域、企業等の自主的な取組を前提として、産業政策を展開する視点として次のとおり提示します。

ア 知識産業（知識集約型産業）の視点

新しい知識、独自の知恵・技能、優れた感性といったより人間的な能力を生かした視点です。

例) 先端的な研究開発・技術開発や独自の技能の活用

地域資源の活用（農商工連携、観光 など）

優れた感性の活用（デザイン、コンテンツ など）

イ 教育や健康を充足させる視点

人間的な能力を発揮し、あるいは充実した生活をするための前提となる教育や健康を充足させるという視点です。

例) 教育サービス (社会人教育、生涯教育 など)

健康・医療産業 (再生医療等の先端医療技術、創薬ベンチャー など)
健康・医療、福祉介護などの対人サービス

ウ 自然の営み (環境) を再生・改善・活用する視点

エネルギー・環境制約が高まる中で、自然の営みを再生・改善・活用する視点です。

例) 環境産業 (省エネ、省資源型産業、高度な水処理技術、エコ住宅など)
自然エネルギーの活用 (太陽光、風力等の活用 など)
農林水産業の高付加価値化や公益的機能の増進

エ 国境を越えた視点

上記のアからウについて国境を超えた視点を強調したものです。

例) 国際競争力の強化

国際貢献 (高速鉄道等の海外輸出 など)
国際交流 (国際観光 など)

(生き生きと働ける条件づくり)

働く意欲がありながら、何らかの事由により働くことから遠ざかっている人々のために、生き生きと働ける条件づくりが必要です。

職業訓練、社会人教育などの積極的労働市場政策を展開し、新しい産業社会が求める能力を習得して、新たな労働市場に適合した就労の機会を保障していく必要があります。

また、子育てや介護等で働く時間を作りだせない人に、保育、養老サービスや育児休業等を充実することで、働く時間を作り出し、労働市場等に参加する機会を保障していく必要があります。

さらに、採用時期の多様化や退職時期の弾力化を進め、就労の機会に柔軟性を高めていく必要があります。

(新たな視点の公共事業)

地域の経済や雇用を下支えしてきた公共事業については、景気対策という視点だけでは国民的な合意が難しくなっています。

インフラ整備は、地域の競争条件の向上に資する面があることに配慮しつつ、真にその地域に必要なもの、国際戦略上不可欠なもの、次世代の育成という未来への投資等を優先し、その整備を早急に完成させる必要があります。

一方で、施設、公物等の維持補修による長寿命化などストックを重視した視

点や、自然の営みを再生・改善する視点などの新たな視点の公共事業については、今後、避けて通れないことから、国民的な合意を得ながら取り組んでいかなければなりません。

4 「生活保障」としての安心して生活できる環境づくり

人々は安心して生活できる環境があって、はじめて生き生きと働くことができます。

防災、防犯、食の安全、食料自給率、住まいの確保といった視点も「安心して生活できる環境」を構成する基礎的な要素ですが、ここでは、「安心して生活できる環境」を構成する要素として、自立、健康・医療、老後、環境というキーワードで整理しました。

(自立 ～働く意欲がありながら労働市場から離れている場合～)

働く意欲がありながら労働市場から離れている場合に、自立を促していく必要があります。

失業した場合には、一定の生活が保障されるとともに、職業訓練等の積極的労働市場政策の展開のもとで、再就職を容易にし、自立支援を進める必要があります。

また、保育、養老サービスを充実し、保育や介護等による家族の負担を軽減することによって、自立支援を進める必要があります。

さらに、積極的労働市場政策との組合せによる出入りが容易な生活保護制度により生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、雇用主に対する各種奨励金の充実等による障がい者や高齢者の雇用の促進、職業意識の醸成や社会適応等の包括的な支援の充実による若者の自立支援を進める必要があります。

(健康・医療 ～疾病等で労働市場から離れた場合～)

体や心の病気などにより労働市場から離れた場合は、再び、自立した生活に復帰できる見通しが示されることによって、はじめて安心が得られます。

このため、安定的で持続可能な医療給付制度のもとで、いつでもどこでも適切な医療サービスにアクセスできるよう、医師・看護師等の確保、救急医療体制の整備、地域の医療ニーズに対応した診療科目の維持・開設など、質の高い医療提供体制の充実を図る必要があります。

そして、何よりも、慢性疾患等を予防する観点で、健康に関する科学的な知見が周知され、日常生活における健康づくりのための支援が必要となります。

(老後 ～定年等で労働市場から離れた場合～)

定年等で労働市場から離れた場合でも、生き生きとした老後を過ごすことができることで安心が得られます。

自立し安定した生計を営む上で、安定的で持続可能な公的年金制度が確立されるとともに、加齢等により介護が必要となった場合には、医療と介護が連携したサービスが受けられる必要があります。

また、生き生きとした老後を過ごすために、退職時期の柔軟で選択可能な仕組みづくりを進めるとともに、豊富な経験や知識等を生かした自己実現やいきがづくりへの支援が必要です。

(環境 ～持続可能な循環型社会を次世代に継承～)

工業社会を形成する過程で、地球環境や身近な自然に多くの負荷をかけてきました。今後、エネルギー・環境制約が国際的に高まる中で、環境意識の醸成を図りつつ、持続可能な循環型社会を次世代にしっかりと継承していくことが不可欠です。

エネルギー・環境制約に対応した環境技術・製品等の開発や普及拡大、再生可能エネルギーの活用等を支援するとともに、オフィスや住宅等のゼロエミッション化、適正な資源リサイクルの徹底、生活排水等の適正処理などを通じて、日常生活のスタイルを環境にやさしいものに変革していく必要があります。

さらに、生物の多様性に配慮した森林、農地、河川、海岸等の適正な管理、自然再生事業の推進などを通じて、生態系サービスを向上させるとともに、身近な自然との共生を進めていく必要があります。

5 張り合いや潤いをもたらす絆づくり

さまざまな絆の存在は、次世代の育成や人々の活動や生活を保障する基礎的な支えとなり、人々に経済原理だけでは捉えられない張り合いと潤いをもたらすものです。

一方、絆づくりは、あくまでも人や地域の自発的な営みの中で育まれるものです。この自発的な営みが再生、醸成されることを前提に、絆づくりを支援していくことが必要です。

(家族や地域の絆の再生)

家族や地域の絆がもつ温かさ、助け合い、支え合いといった機能が自発的に再生され、地域で子育て、若者、高齢者等を支え合う機能が醸成・充実していくことが必要です。そのため、既存のコミュニティ組織の活性化を支援すると

ともに、地域のキーパーソンの発掘、育成を支援する必要があります。また、社会的な孤立を防止するための仕組みづくりが必要です。

さらに、地域の優れた環境や文化を継承・創造し、個性ある地域づくりを醸成・充実していくため、情報の提供や人と人との交流、地域と地域との交流の支援などを進める必要があります。

(多様な主体の参画と連携 ～年齢、性別、職業、地縁を超えて～)

年齢や性別、職業や地縁を超えた、NPOやボランティア団体などの多様な主体の参画・連携の輪が更に広がるために、ネットワーク化を支援するとともに、多様な主体の参画と連携が持続、発展するために、コミュニティビジネス、社会的企業、中間支援組織などを育成・支援する必要があります。

(多様な交流による新たな価値の創造)

人や地域、企業が多様な交流をすることは、相互理解を高めるとともに、創造性を触発する原点ともなります。

多様な交流の場づくり、情報提供などを通じて、新たな知識、独自の知恵が触発され、産業や地域づくりにおける「新たな価値」が持続的に創造されるよう支援する必要があります。

第5章 「この国」を実現する政府のあり方

「将来に希望を持って生きられる社会」を実現するための「政策の方向」に沿って、今後、「この国」が採るべき「政府のあり方」を提案します。

まず、「政府のあり方」を公共サービスの提供等から見ると、「新たな社会基盤としての次世代の育成」や人々の「活動保障」と「生活保障」を支えるためには、地方政府による現物給付、中央政府による現金給付及び社会保険による現金給付がセットになった高い水準の公共サービスの提供が不可欠となります。

このことを財政面から見ると、増税は避けて通れない課題となりますが、公共サービスと負担をセットにした税制の抜本的な見直しを早急に行い、新しい時代にふさわしい税制の確立が必要となります。

そして、こうした改革を行う際には、何よりも政治に高い信頼が寄せられていることが不可欠であり、税などの義務負担が見返りのあるかたちで使われていると実感されることが重要となります。

1 公共サービスから見た政府のあり方

「政策の方向」で示した政策のうち、人に対する公共サービスについて、その提供手法、サービスの水準、給付の対象範囲など公共サービスのあり方について検討します。その上で、産業政策の展開やインフラの整備について検討することとします。

(現金給付と現物給付)

人に対する公共サービスの提供手法としては、現金給付と現物給付に区別することができます。

「将来に希望を持って生きられる社会」を実現していく上では、すべての人が能力を高め、発揮する中で、多様性と創造性に満ちた活動が保障され、何らかの事由により活動できなくなった場合でも、一定の生活が保障されて、繰り返し、活動できる場に復帰することが中心となります。

その意味で、公共サービスでは、教育（初等・中等教育、社会人教育等）、職業訓練、福祉・医療・養老サービス等の現物給付が重要となります。

そして、現物給付はそれぞれの地域で個別のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供する必要があるため、地方政府の役割となります。地方政府がこの役割を果たす上では、地方政府への権限移譲や財源移譲が不可欠になり、地方分権の更なる推進、地域主権社会の実現が求められます。

なお、中央政府が現物給付についても立法措置で全国一律の施策を講じる際

には、その財源を責任をもって担うことが求められています。

また、老齢、疾病、失業などの正当な事由で生活の糧を得られなくなった場合には、年金、介護保険、医療保険、失業保険等の社会保険による現金給付がなされることとなります。

これらの保険給付については、保険方式と税方式^{注1}のいずれを選択するのも含め、しっかりと方向性を決めた上で、中央政府の責任で制度の基本的な設計を担う必要があります。特に、本格的な少子高齢化の進展等に対応した公的年金や医療給付の基本的な再設計が早急になされる必要があります。

一方で、憲法が保障する生存権に関わる給付として、子どもに関する給付、現役世代に対する生活保護や高齢世代に対する最低生活保障などは、全国一律で給付する必要があることから現金給付となり、中央政府の役割となります。

このように、地方政府による現物給付、社会保険による現金給付及び中央政府による生存保障の現金給付がセットになって、人々の「活動保障」と「生活保障」がなされることとなります。

(給付水準とナショナル・ミニマム)

公共サービスの給付の水準について、「国民の生存に関わる最低限の生活を保障する水準」としてナショナル・ミニマム^{注2}という概念がありますが、わが国では、「国民の生活に必要な水準」といった意味に拡張される場合があり、改めて、それぞれの公共サービスにおけるナショナル・ミニマムの意義を明確にする必要があります。その上で、ナショナル・ミニマムは国民に等しく保障されなければならないので、中央政府の責任において保障される必要があります。

そして、中央政府が責任を果たすべきナショナル・ミニマムとは何かについて国民的合意を形成するために、中央政府と地方政府の目指すべき役割分担について徹底的に議論していく必要があります。

また、地方政府には財政力に格差があるため、地方政府の現物給付については、財政調整制度を通じて現物給付のミニマム保障をする必要があります。

一方、現物給付を地方政府の権限と裁量に委ねれば、必ずしもナショナル・ミニマムが保障されるとは限らないとの意見がありますが、地方政府議会の監視がなされている中で、それぞれの地方政府が生活者のニーズに対応したきめ細かなサービスを創意工夫することで、社会全体として質の高いサービ

注1 税方式では強制性と無償性を条件としていますが、保険方式では強制性はありますが、保険料納付者だけが給付対象者となります。

注2 ナショナル・ミニマムに対して、ローカルオプティマムという概念がありますが、これは地方における需要と供給の最適な条件を追及するという効率性を基本としたものであり、ナショナル・ミニマムのような公平性を基本としたものではありません。

スが提供されることに繋がると考えられます。

(普遍主義と選別主義)

公共サービスの給付の対象範囲として普遍主義と選別主義があります。普遍主義と選別主義のどちらを選択するかは、政策目的と財政状況によって異なりますが、北欧諸国の現物給付を参考にする限り、普遍主義は貧困や格差を少なくしていると言えます。

「将来に希望を持って生きられる社会」を実現していく上では、すべての人が能力を高め、発揮する中で、多様性と創造性に満ちた活動が保障され、何らかの事由により活動ができなくなった場合でも、一定の生活が保障され、繰り返し、活動ができることを目的としていることから、教育、職業訓練、福祉・医療・養老サービス等の現物給付は、所得の高低に関わらず、一定の条件を満たした場合には、社会の構成員に同様のサービスを提供することが求められており、普遍主義が望ましいこととなります。

一方で、生活保護のように、低所得者層を対象を絞ってサービスを提供する必要があるものは、政策目的からして選別主義とならざるを得ません。

(産業政策の展開)

産業政策は、国レベル、地方レベルでそれぞれの役割の中で戦略的に展開していくこととなります。

まず、産業政策は地域政策でもあることから、それぞれの地域で培われた技術や企業の集積など地域資源を生かしながら、国際競争力のある産業を地方発で戦略的に育成、強化するとともに、地域に根ざしたシーズやニーズを活用しながら、地域や生活に密着した産業の育成を戦略的に展開することが必要です。

そのため、法律等による過剰な規制や税制などについて地方が主体的に制度設計できるよう法律等の規制を広く条例委任するなどの改革を進めるとともに、地方政府においては、従来型の補助金等による個別企業支援を中心とした産業育成から、仕組みや環境を整える中で、産業全体として創造・育成する政策へ転換していくことが必要です。

一方、中央政府は、わが国の産業集積、技術集積の強みや資源等を生かしながら、将来に成長が期待される分野について、的確に把握し、その方向を示しながら、先端的研究開発の促進、投資環境の整備などを戦略的に進めるとともに、国内の産業・企業が、国際市場における競争力を高めることを重要な国益と捉え、的確なマクロ金融・経済財政政策（為替政策、デフレ対策を含む）の運営に努めていくことが必要です。

(インフラ整備)

人々が能力を高め、発揮する基礎として「次世代の育成」は新たな社会基盤として明確に位置づけられる必要があります。

一方、従来型のインフラ整備については、中央政府は、国際戦略上不可欠なインフラ、国土の根幹的なネットワークの形成に不可欠なインフラなどを整備し、地方政府では、地域の競争条件の向上に考慮しつつ、真にその地域で必要なインフラについて優先して整備していくことになります。

また、施設、公物等の維持補修による長寿命化などストックを重視した視点や、自然を再生・改善する視点などの新たな視点の公共事業については、将来的には地方政府が担うことを前提に、施設、公物等の管理者で担っていくこととなります。

2 財政から見た政府のあり方

政策の実行性を担保するには財政の裏付けが不可欠です。しかし、現在のわが国の財政は、膨大な赤字を抱え、硬直化が進んでいます。財政規律を前提にして、不可欠な給付に対する負担のあり方を抜本的に改革することが迫られています。

(国民負担のあり方)

グローバル化の進展、産業構造の転換、本格的な少子高齢化社会への移行等の中であって、「将来に希望を持って生きられる社会」を実現するためには、すべての人が能力を高め、発揮する中で、多様性と創造性に満ちた活動が保障され、何らかの事由により活動ができなくなった場合でも、一定の生活が保障され、繰り返し、活動ができることが不可欠となります。

そのためには、新しい社会基盤としての次世代の育成や、教育、積極的労働市場政策の充実、安心を支えるセーフティネットの張替えなどに多くの経費が必要とされます。

「高福祉高負担」「中福祉中負担」という言葉がありますが、これまでの検討が示すように「福祉」を「公共サービス」という言葉に変えていく必要があります。高水準の「公共サービス」が提供され、その結果として、豊かな生活が実現されて「負担」が気にならないようにすることが大切です。

こうしたことから、増税は避けて通れない課題となりますが、増税と公共サービスとをセットにした抜本的な見直しを早急に行い、新しい時代にふさわしい税制を確立する必要があります。

(税制の改革)

税制の抜本的な見直しに当たっては、所得課税、消費課税、資産課税のあり方を総合的に検討しなければなりません。

基幹税である所得課税のうち、法人税は、すでに実効税率が先進諸国で最も高いこと、産業の空洞化に配慮しなければならないこと、そして何よりも企業等で雇用を維持・創出していることなどを考慮しながら税率のあり方を検討する必要があります。

もう一つの基幹税である消費課税のうち、消費税は一人ひとりがどのような生活を営んでいても中立で、景気にあまり左右されず安定的であることから、増税は消費税で対応することが最も適していると考えられます。ただし、消費税の増税に際しては、逆累進性があるため、低所得者層への配慮が必要となります。

このことについては、例えば、食料品等の生活必需品の税率を低くするという考え方があります。しかし、一人ひとりの生き方が多様化している中で何が生活必需品かの線引きは、非常に煩雑で、瑣末な労力を費やすだけになりかねません。

一方で、低所得者層への配慮は、個人所得税の見直しで対応するという考え方があります。つまり、個人所得税において、税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」^{注1}を創設することが有力な案として検討されています。

消費税を社会保障費等の安定的な財源とするために目的税化する議論がありますが、地方政府が担う現物給付に要する財源を安定的に確保することとセットで、目的税化の議論が行われる必要があります。いずれにしても、消費税の一部が地方交付税の原資とされていること、地方消費税は地方の固有の財源であることを十分に踏まえた議論が必要です。

また、増税する時期については、デフレの解消や景気回復の底打ちを見届けてから増税すべきとの意見があります。一方で、社会保障等のセーフティネットの綻びなどに対する国民の不安感、閉塞感を一日も早く一掃するために、早期に社会保障等の改革を行い次第、速やかに増税すべきとの意見があります。

いずれにしても、セーフティネット機能の張替えと税制の抜本的な改革を早急に行う必要があります。

一方、地方が責任をもって環境政策に取り組むための財源として、課税目的、課税対象等を整理した上で、税の創設を検討する必要があります。

なお、資産課税については、相続や贈与、金融資産に対する課税といった論

注1 なお、「給付付き税額控除制度」を導入するにあたっては、個人及び個人事業主の所得の捕捉が不可欠となるため、個人情報の保護を前提として、何らかの国民番号制が必要となります。

点だけではなく、農地、林地の有効活用や適正な管理の視点も踏まえた議論が必要です。

(中央政府と地方政府の役割分担に応じた税源配分)

中央政府と地方政府の役割分担に応じた税源配分に見直さなければなりません。

特に、地方政府が担う現物給付は、地域に人が生活している限り、安定的にかつ持続的に提供されなければならないため、景気の動向等に左右されず、地域間で大きな格差が生じないように、安定的で偏在性の少ない税源が確保されなければなりません。

また、地域のニーズにきめ細かな対応をするためには、地方政府の課税自主権の拡大が重要です。

(財政調整制度、財源保障制度の確立)

現行の地方交付税は、人口構成の差、地理的条件その他の社会経済条件等の違いを考慮して地方政府間の公平性を確保するための財政調整の制度であり、政策誘導的に交付するといったものではなく、また、人口・面積といった単純な指標のみによって算定されるものではありません。本来の財政調整制度の原点に立ち返って方向性を見誤らないことが必要です。

中央政府の政策に地方政府を誘導するといった発想こそ、中央集権的発想であり、そうした中央政府による発想を排除するためにも、中央政府の一般会計を通さずに「地方共有税及び譲渡税特別会計」に直接繰り入れ、法定率を見直し、特例加算や特別会計借入を行わず、間接課徴形態の地方税としての性格を明確にした地方共有税構想を早期に実現すべきです。

なお、この地方共有税構想は必ずしも財政調整制度の究極の姿ではなく、税の帰属や水平調整の仕組みなどの面で、将来的には、なお一層地方分権的な姿に変えていくことが必要です^{注1}。

(財政赤字)

現在、わが国は、中央政府及び地方政府を併せて、約860兆円超にも上る債務残高を抱えています。

税収が伸び悩む中で、財政の硬直化が進むとともに、若い世代における負担感が高まっています。

しっかりとした経済成長戦略のもとでわが国の産業構造を転換して、安定的な税収が確保できる道筋を付けて、財政赤字を解消していく必要があります。

注1 以上は、平成18年11月「分権型社会ビジョン」(新地方分権構想検討委員会)より

す。

それまでの間、当面の回避措置として、国債の借換え、国債償還の長期化を進めるとともに、国債管理政策について十分検討していく必要があります。

3 信頼性から見た政府のあり方

「政府」を通して、人々はそれぞれの義務を負担する一方、さまざまな公共サービスを楽しむという支え合いの中で、人々の活動と生活が成り立ちます。その前提として政治に高い信頼が寄せられていることが不可欠であり、税などの義務負担が見返りのあるかたちで使われていると実感されることが重要となります。(図表7参照)

(政治への信頼)

政治に高い信頼が寄せられていることが支え合いの前提となります。政治は、「将来に希望を持って生きられる社会」を実現するため、常に国民の声なき声に耳を傾け、先見性、指導性、戦略性をもって、政策にかかる費用とそのため財源を明示するなど、具体的なプロセスを示し、説明する中で、国民の信頼に裏付けられた政策を実行しなければなりません。

(負担の正当性)

政府は、国民に対し負担の正当性について説明責任を果たさなければなりません。

政府が、世代間の負担、都市と地方との負担、環境保全にかかる負担などに対する説明責任をしっかりと果たすことで、はじめて国民に負担を求める正当性が付与され、社会の一体化、連帯感が醸成されることとなります。

(見返りの実感)

政府は、国民に対し負担に対する見返りを明示していかなければなりません。

各種の制度等に対する予見可能性が明示され、制度等の安定性や持続性が維持されることで、国民は負担によって、さまざまな活動や安心した生活が保障されているという見返りが実感されることとなります。

図表7 社会的信頼に関する国際比較調査

質問	回答	%	順位	年度
政府は私の考えることに無関心だ	強く賛成／賛成	74.8	8／39	2004
おおよそ政府の人々は信頼できる	強く賛成／賛成	8.8	38／39	2004
政治家は自己利益を追求する	強く賛成／賛成	59.2	20／39	2004
公務員：国民全体に奉仕している	とても／ある程度	17.5	38／39	2004
公務員：自分の過ちを修正する	とても／ある程度	22.9	36／38	2004
公務員：汚職に巻き込まれている	ほとんど誰も／少数のみ	19.1	27／39	2004
どの程度議会に信頼を寄せているか	とても／ある程度	4	30／32	2004
選挙は政府に関心を持たせている	強く賛成／賛成	58.7	23／26	1996
政治家は約束を守る	強く賛成／賛成	14.1	22／26	1996
公務員は信頼できる	強く賛成／賛成	18.7	19／26	1996

注) Data: International Social Survey Program 第3回研究会における井手英策慶応義塾大学准教授の提出資料より

おわりに

改めてこの報告書を概括すると、まず、「この国」に漂う不安感、閉塞感を経済面、社会面、環境面及び政治面から概観したうえで、現在の状況を「時代の峠」と捉え、個々の制度や枠組みを俯瞰した新しい時代の「この国のあり方」についての議論が必要である旨を打ち出しています。(第1章)

次に、福祉政策と雇用政策の両面において、諸外国と比較検討を行い、政府の大きさと経済成長が結びついていないこと、格差と貧困をなくすためには現金給付よりも教育・福祉・医療サービスや積極的労働市場政策などの現物給付の充実が必要なこと、現物給付を行うのは中央政府ではなく地方政府がふさわしいことを指摘しました。また、「この国」における福祉制度と雇用制度は、世界に例のない独自の道筋を歩んできましたが、現在ではこうした制度が崩壊しつつあり、新しい「日本型モデル」の構築が求められていることを提示しました。(第2章)

これらを受け、峠の向こうの「この国」のあり方として「将来に希望を持って生きられる社会」を提案しました。具体的には、すべての人々が能力を高め、発揮する中で、多様性と創造性に満ちた活動が保障され、何らかの事由により活動できなくなった場合でも、一定の生活が保障され、繰り返し、活動できるような社会を実現するとともに、家族や地域などさまざまな絆が生まれ、あらゆる場面で助け合いや支え合い、分かち合いができる社会としました。(第3章)。

こうした社会を実現するための「政策の方向」として、まず「人(次世代の育成)」という資源を「新たな社会基盤」として位置づけることとしました。人は、まず生き生きと活動できる場が必要となります。人が活動できる機会の確保を「活動保障」と位置づけ、新しい時代にふさわしい産業政策や、生き生きと働けるための条件づくりとなる現物給付のあり方などを提案しました。

また、人には安心して生活できる環境も不可欠です。人が安心して生活できる環境の確保を「生活保障」として位置づけ、働く意欲がありながら労働市場から離れている場合、疾病や老年等で労働市場から離れた場合などに必要な政策を現物給付を中心として提案するとともに、持続可能な循環型社会を次世代に継承することの必要性を提唱しました。

さらに、「新たな社会基盤としての人(次世代育成)」、「活動保障」、「生活保障」の基礎的な支えとして「絆づくり」を提唱し、家族や地域の絆の再生、多

様な主体の参画と連携、絆による新たな価値の創造などを提案しています。(第4章)

政策を実現するため、今後、「この国」が採るべき「政府のあり方」として、「公共サービスから見た政府のあり方」、「財政から見た政府のあり方」、「信頼性から見た政府のあり方」の側面から検討を行いました。(第5章)。

「新たな社会基盤としての次世代の育成」や、人々の「活動保障」と「生活保障」を支えるためには、地方政府による現物給付、中央政府による現金給付及び社会保険による現金給付がセットになった高い水準の公共サービスの提供が不可欠となります。そのためには、公共サービスと負担をセットにした税制の抜本的な見直しの必要性などを提案するとともに、改革を行う際には、政府に対する信頼を前提とし、負担と見返りが実感されることが重要であることを指摘しました。(第5章)

今後の政策の鍵を握る現物給付を担う地方政府が地域住民のさまざまなニーズにきめ細かな対応をしていくためには、地方政府へ権限と財源を大胆に移譲するとともに、地域のことは地域が解決し、魅力ある独自の地域を創造できることが不可欠になっていきます。

現在、全国知事会においては、多数の委員会、プロジェクトチームが設置されて、さまざまな行政課題について活発な議論がなされ、国等に対して提言活動が行われているところです。

この報告書が、全国知事会の委員会、プロジェクトチームなどの今後の議論に役立ち、地方分権の推進、地域主権社会の早期実現につながるとともに、国や地方公共団体などの行政関係者はもとより、政党をはじめ多くの国民各位が「この国のあり方」を考えていただく契機となることを切に望むものです。

参 考 資 料 1

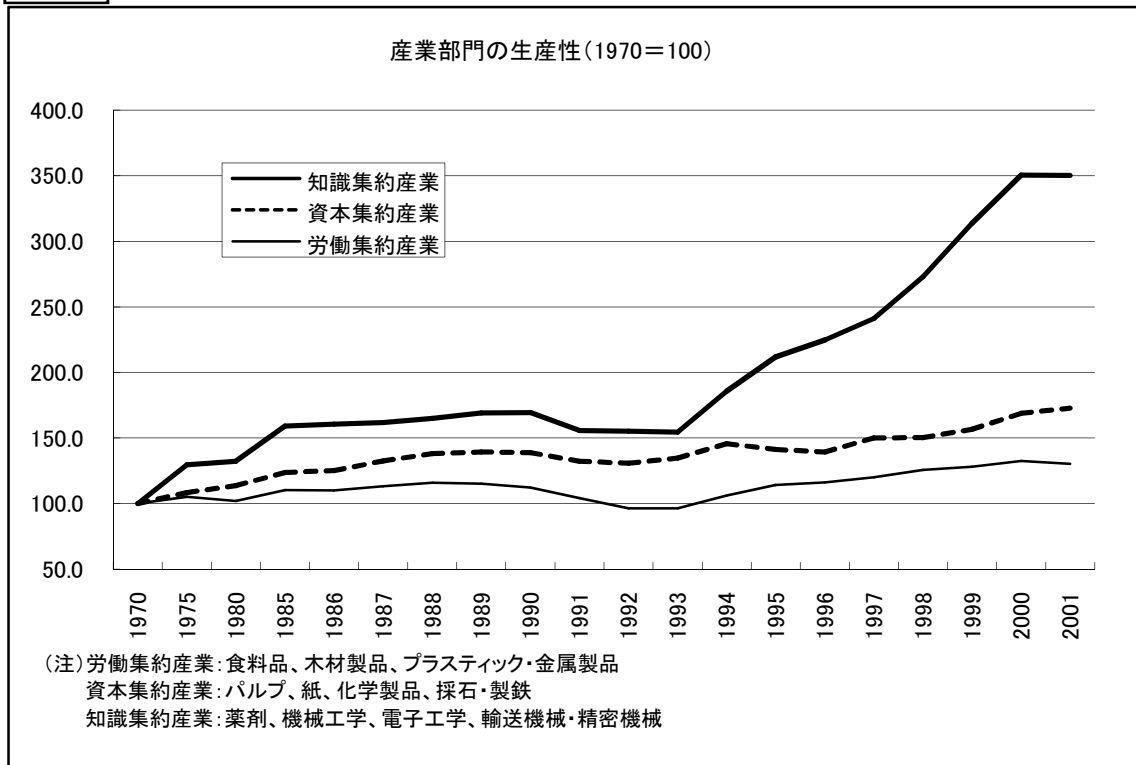
(第1章 時代の峠で「この国」に漂う不安感、閉塞感 関係)

- No 1 産業部門の生産性
- No 2 公共投資の国際比較
- No 3 雇用者における正規・非正規比率の推移
- No 4 子育ての辛さの内容
- No 5 都道府県（従業地）別にみた医療施設に従事する人口10万対医師数等
- No 6 社会保障制度に関する意識
- No 7 一般世帯の状況
- No 8 性別生涯未婚率及び初婚年齢（1970年～2005年）

(第2章 「この国」の福祉政策と雇用政策 関係)

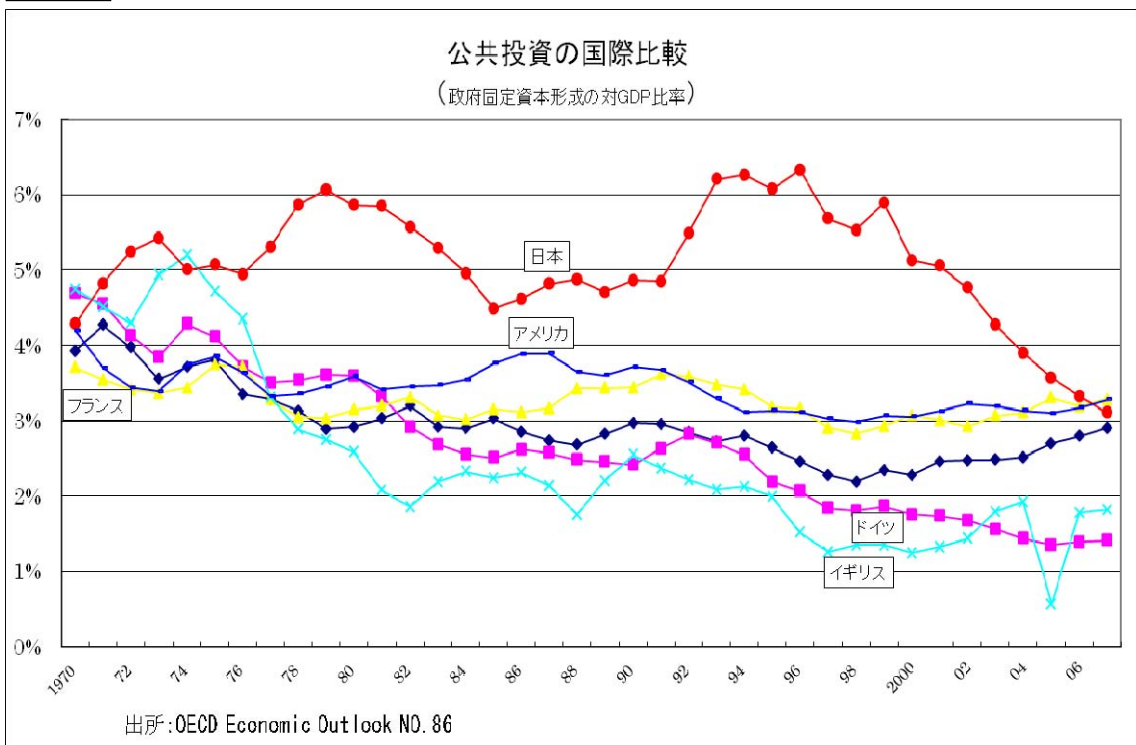
- No 9 国民負担率の国際比較
- No10 社会的支出の対GDP比
- No11 GDP実質経済成長率
- No12 財政収支
- No13 相対的貧困率
- No14 ジニ係数
- No15 現物給付の対GDP比
- No16 現金給付の対GDP比
- No17 雇用の弾力性（OVERALL）
- No18 積極的労働市場政策の支出割合（対GDP比）

No 1



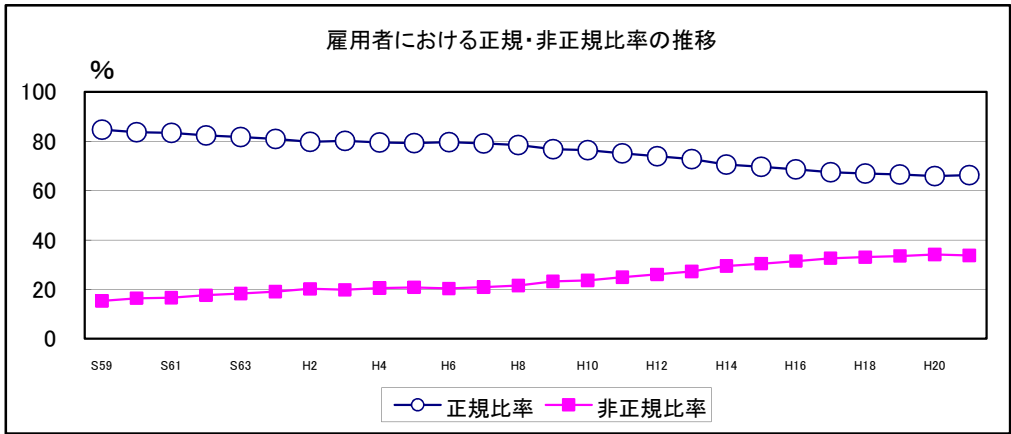
※第3回研究会における神野直彦東京大学名誉教授の提出資料より

No 2



※第3回研究会における井手英策慶応義塾大学准教授の提出資料より

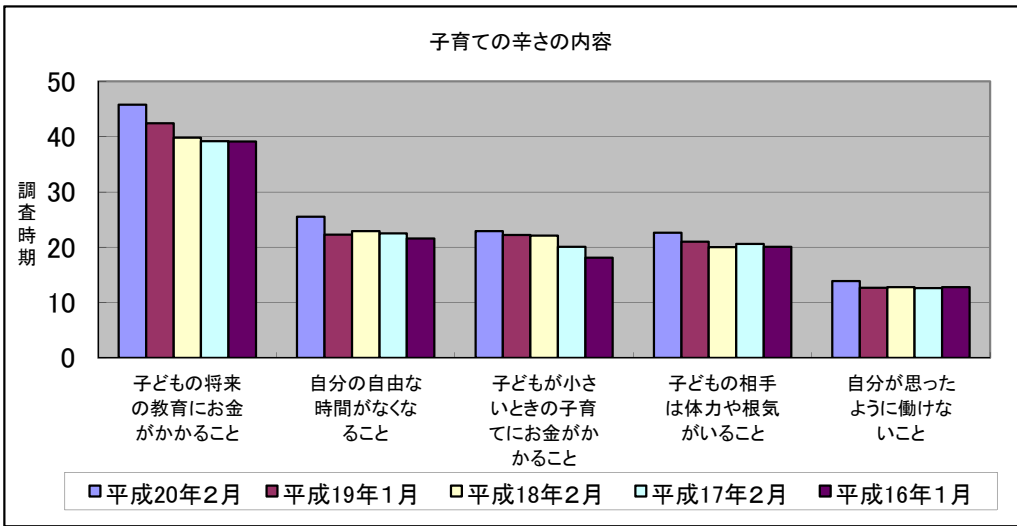
No 3



	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
正規比率	84.7	###	83.4	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
非正規比率	15.3	###	16.6	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
正規比率	76.8	###	75.1	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
非正規比率	23.2	###	24.9	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###

- 出所) 1. 総務省「労働力調査」をもとに、三重県政策部企画室が作成
 2. 平成13年以前は「労働力特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、「労働力特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、接続しないことに注意を要する。
 3. 雇用者に役員は含まない。

No 4



子育ての辛さの内容(上位5つ、「特になし」との回答を除く) 単位: %

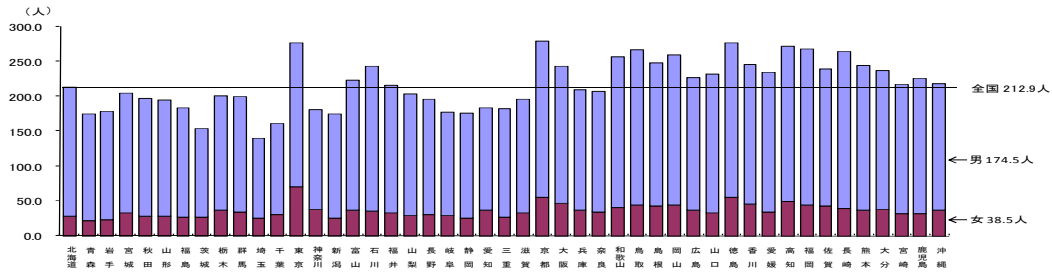
	該当者数	子どもの将来の教育にお金がかかること	自分の自由な時間がなくなること	子どもが小さいときの子育てにお金がかかること	子どもの相手は体力や根気がいること	自分が思ったように働けないこと	子どもにどのように接すればよいか分からないこと	住居が手狭になり住まいが持たないこと	子どもを連れて外出するのが大変なこと	子ども自体を好きではないこと	その他	特になし	わからない	計 (M.T.)
平成20年2月	5,494	45.8	25.5	22.9	22.6	13.9	9.7	9.2	7.7	1.1	1.2	19.3	4	182.9
平成19年1月	5,585	42.4	22.3	22.2	21	12.7	8.8	8.8	8	1.1	1.9	21.1	6.2	176.5
平成18年2月	5,071	39.8	22.9	22.1	20	12.8	8.6	9.4	8.1	1.3	1.6	21.7	7.2	175.4
平成17年2月	6,586	39.2	22.5	20.1	20.6	12.6	7.3	9.6	7.4	0.9	2.3	22.2	6.7	171.5
平成16年1月	6,886	39.1	21.6	18.1	20.1	12.8	7	8.5	6.5	1.3	2.2	21.7	7	166

出所)内閣府「平成19年社会意識に関する世論調査」をもとに、三重県政策部企画室が作成

No 5

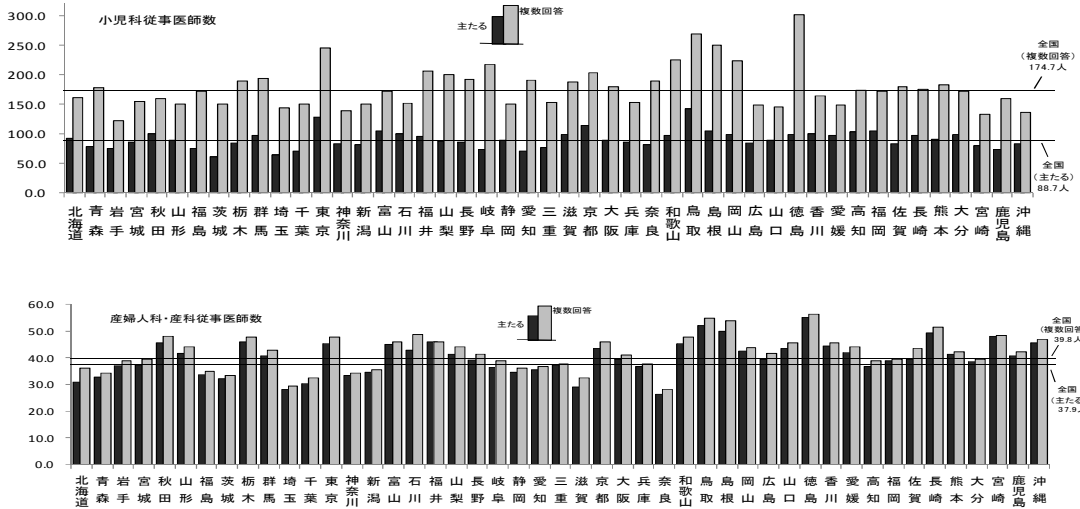
都道府県(従業地)別にみた医療施設に従事する人口10万対医師数

平成20(2008)年12月31日現在



都道府県(従業地)別にみた「小児科」(主たる, 複数回答)に従事する15歳未満人口10万対医師数、「産婦人科・産科」(主たる, 複数回答)に従事する15~49歳女子人口10万対医師数

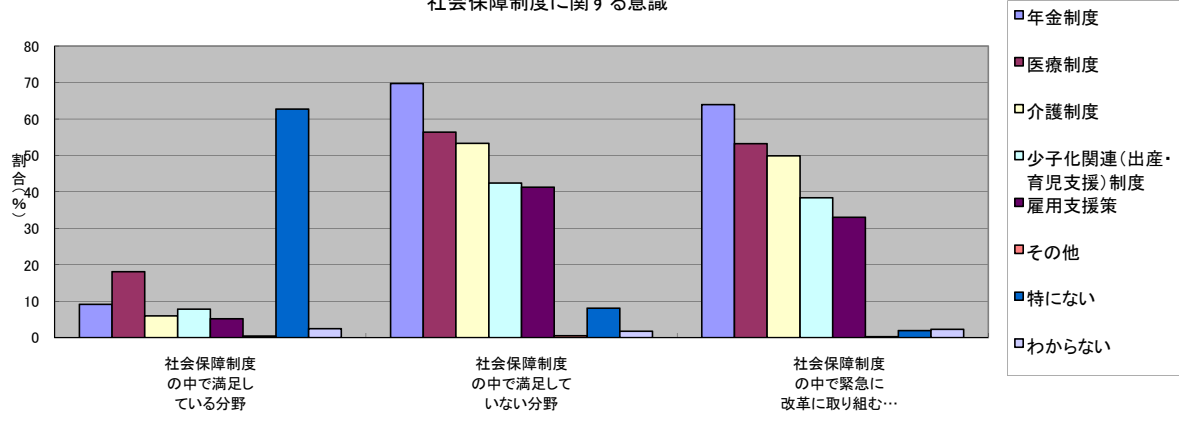
平成20(2008)年12月31日現在



出所)厚生労働省「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

No 6

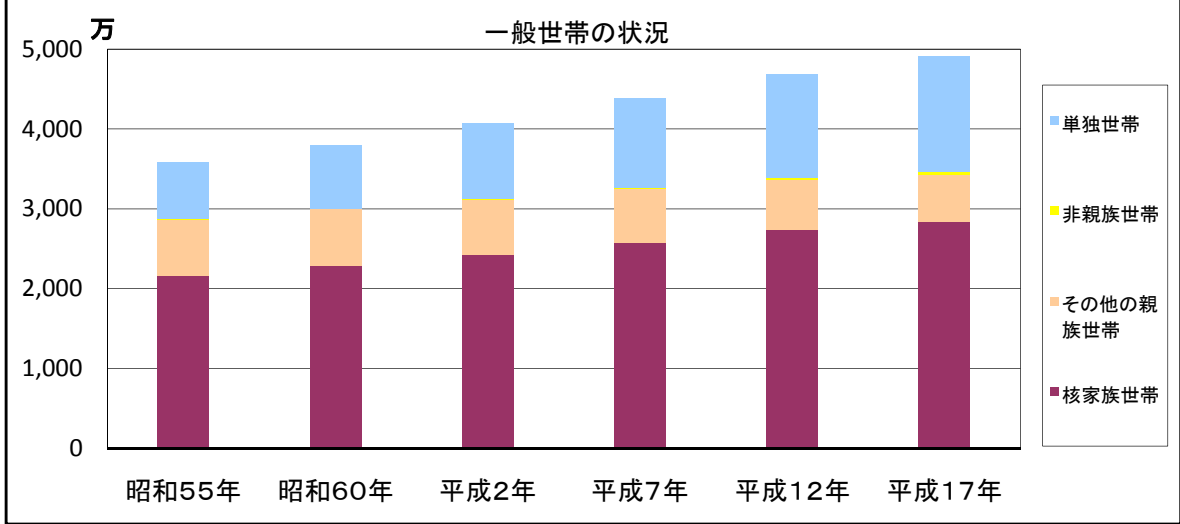
社会保障制度に関する意識



	社会保障制度 の中で満足し ている分野	社会保障制度 の中で満足して いない分野	社会保障制度 の中で緊急に 改革に取り組む べき分野
年金制度	9.1	69.7	63.9
医療制度	18.1	56.4	53.2
介護制度	6	53.3	49.9
少子化関連(出産・ 育児支援)制度	7.8	42.4	38.4
雇用支援策	5.2	41.3	33
その他	0.4	0.5	0.3
特にない	62.7	8.1	1.9
わからない	2.5	1.8	2.3
計(M. T)	111.7	273.5	242.8
該当者数	1822	1822	1822

出所)内閣府「平成20年社会保障制度に関する特別世論調査」の概要をもとに、三重県政策部企画室が作成

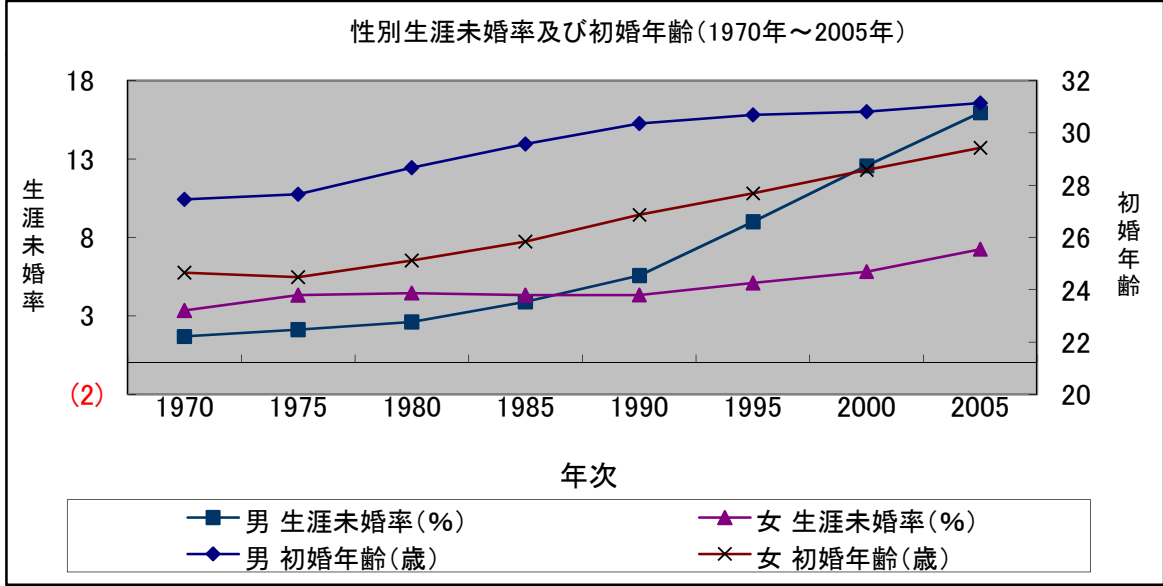
No 7



	核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	一般世帯総数
昭和55年	21,594,236	7,062,582	61,545	7,105,246	35,823,609
昭和60年	22,803,619	7,209,096	72,633	7,894,636	37,979,984
平成2年	24,218,079	6,985,825	76,911	9,389,660	40,670,475
平成7年	25,759,709	6,772,851	127,974	11,239,389	43,899,923
平成12年	27,332,035	6,347,251	191,779	12,911,318	46,782,383
平成17年	28,393,707	5,943,679	268,061	14,457,083	49,062,530

出所) 国勢調査結果をもとに、三重県政策部企画室が作成

No 8



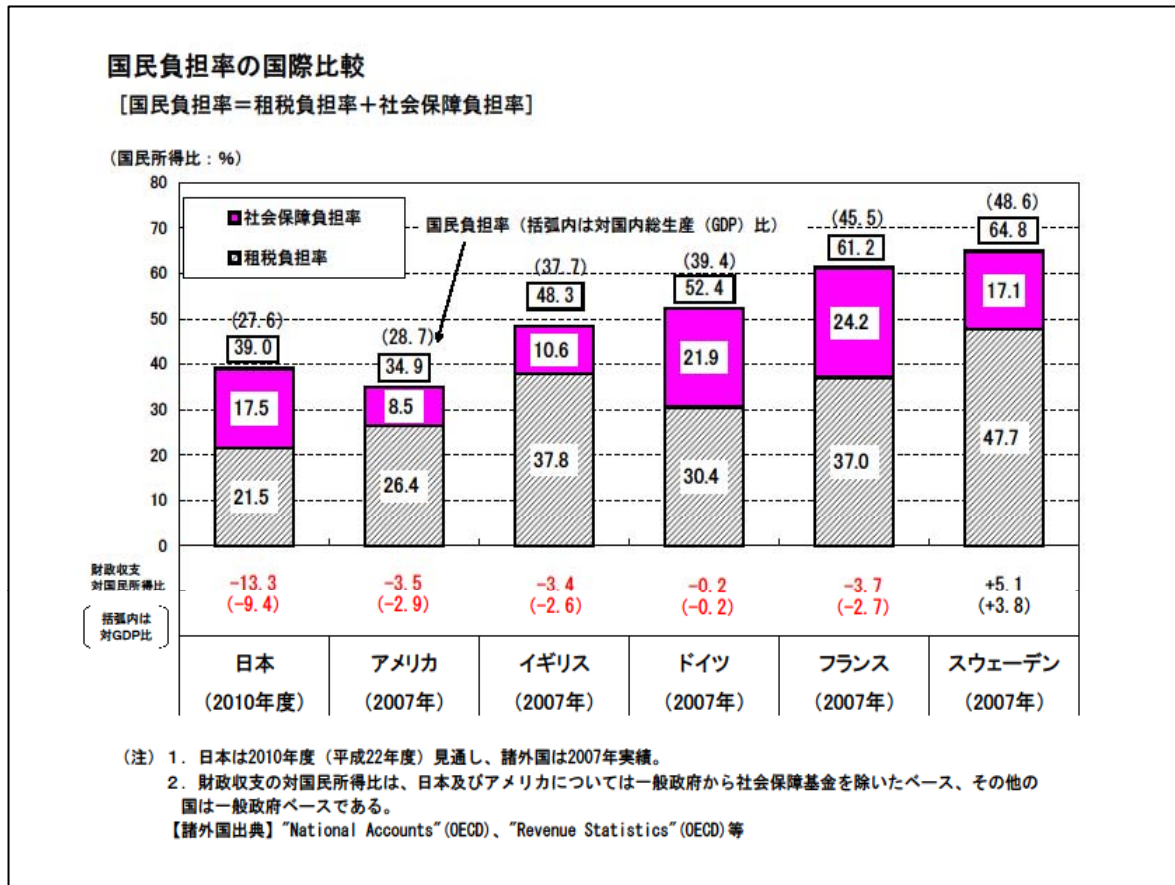
性別生涯未婚率および初婚年齢 (SMAM) : 1970~2005年

年次	男		女	
	生涯未婚率 (%)	初婚年齢 (歳)	生涯未婚率 (%)	初婚年齢 (歳)
1970	1.70	27.46	3.34	24.65
1975	2.12	27.65	4.32	24.48
1980	2.60	28.67	4.45	25.11
1985	3.89	29.57	4.32	25.84
1990	5.57	30.35	4.33	26.87
1995	8.99	30.68	5.10	27.69
2000	12.57	30.81	5.82	28.58
2005	15.96	31.14	7.25	29.42

総務省統計局『国勢調査報告』により算出。SMAM (Singulate mean age at marriage)は、静態統計の年齢別未婚率から計算する結婚年齢であり、次式により計算する。SMAM=(ΣCx・50・S)/(1-S)。ただし、Cxは年齢別未婚率、Sは生涯未婚率である。生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の

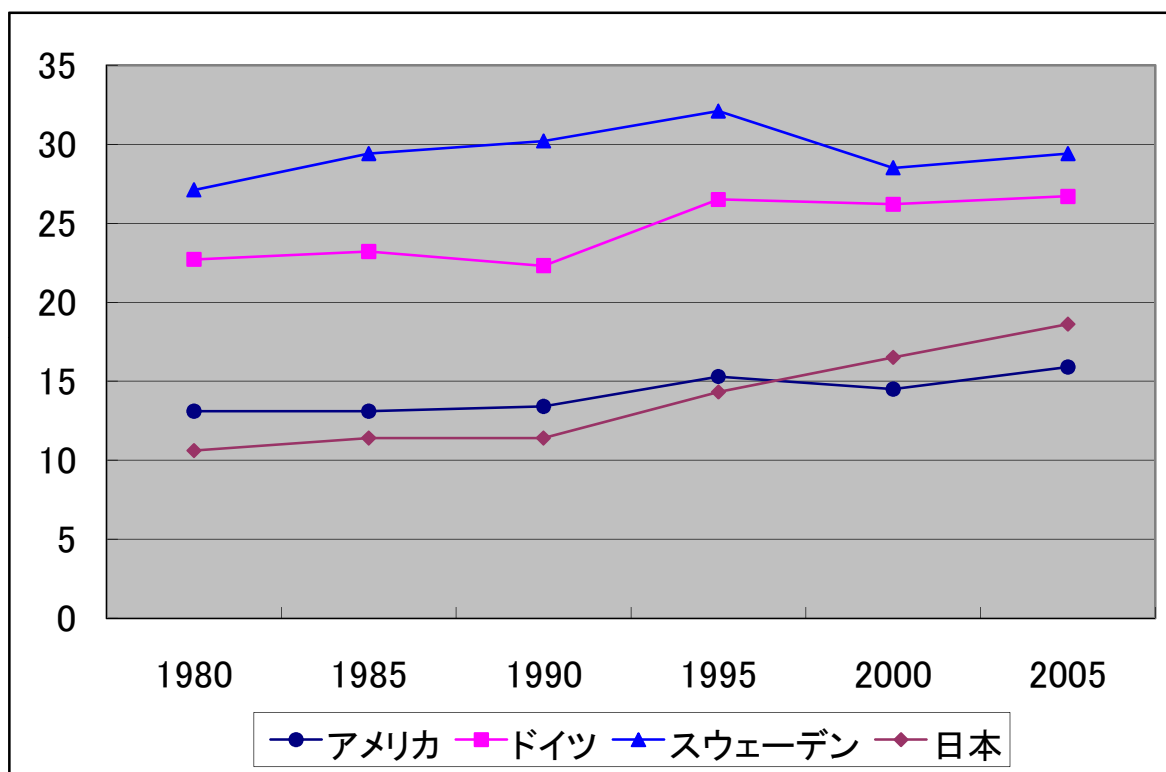
出所) 国立社会保障・人口問題研究所データをもとに、三重県政策部企画室が作成

国民負担率の国際比較



出所)財務省HP<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/siryou/sy2202o.pdf>

社会的支出のGDP比

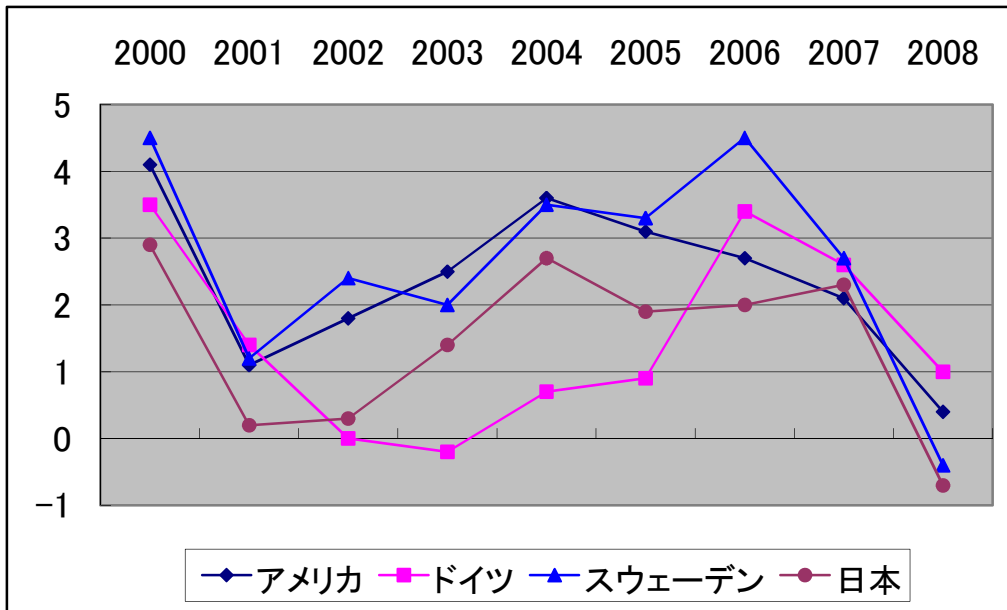


	1980	1985	1990	1995	2000	2005
アメリカ	13.1	13.1	13.4	15.3	14.5	15.9
ドイツ	22.7	23.2	22.3	26.5	26.2	26.7
スウェーデン	27.1	29.4	30.2	32.1	28.5	29.4
日本	10.6	11.4	11.4	14.3	16.5	18.6

出所)OECD(2009)「OECD Factbook2009」をもとに、三重県政策部企画室が作成

No11

GDP実質経済成長率

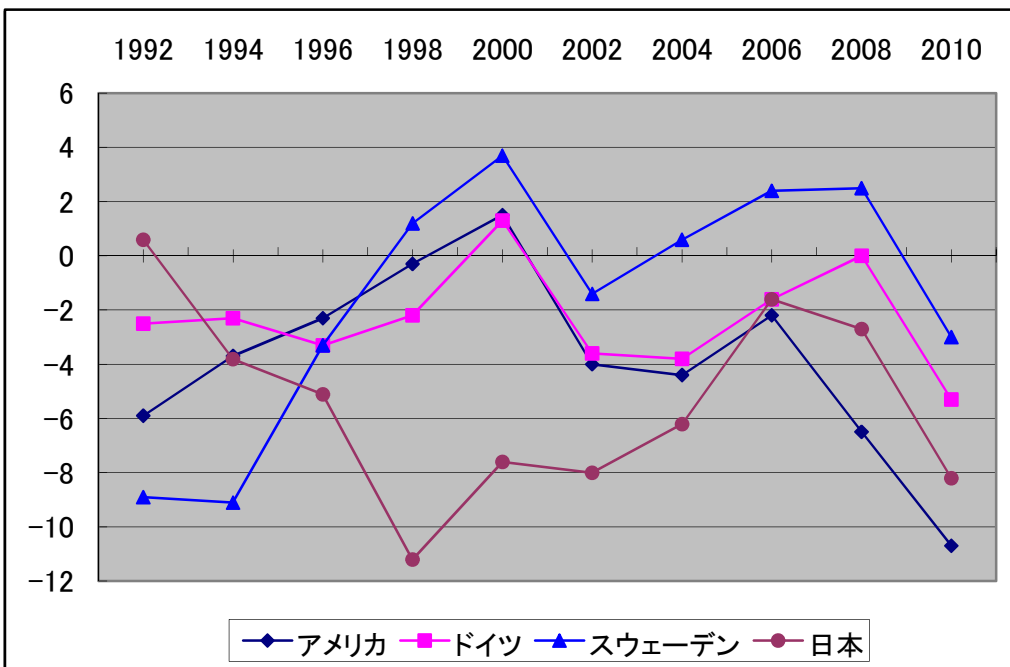


	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2002-2008平均値
アメリカ	4.1	1.1	1.8	2.5	3.6	3.1	2.7	2.1	0.4	2.3
ドイツ	3.5	1.4	0	-0.2	0.7	0.9	3.4	2.6	1.0	1.2
スウェーデン	4.5	1.2	2.4	2	3.5	3.3	4.5	2.7	-0.4	2.6
日本	2.9	0.2	0.3	1.4	2.7	1.9	2	2.3	-0.7	1.4

出所) OECD(2009)「OECD Economic Outlook, Volume 2009 Issue 2」をもとに、三重県政策部企画室が作成

No12

財政収支

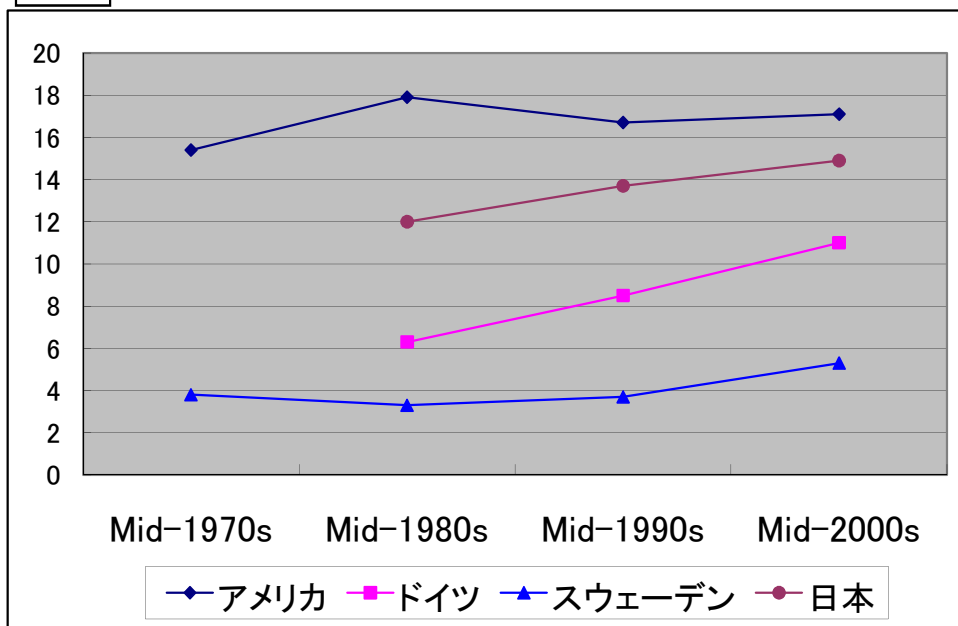


	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2002-2008平均値
アメリカ	-5.9	-3.7	-2.3	-0.3	1.5	-4	-4.4	-2.2	-6.5	-10.7	-4.0
ドイツ	-2.5	-2.3	-3.3	-2.2	1.3	-3.6	-3.8	-1.6	0	-5.3	-2.3
スウェーデン	-8.9	-9.1	-3.3	1.2	3.7	-1.4	0.6	2.4	2.5	-3	1.2
日本	0.6	-3.8	-5.1	-11.2	-7.6	-8	-6.2	-1.6	-2.7	-8.2	-5.1

出所) OECD(2009)「OECD Economic Outlook, Volume 2009 Issue 2」をもとに、三重県政策部企画室が作成

No13

相対的貧困率

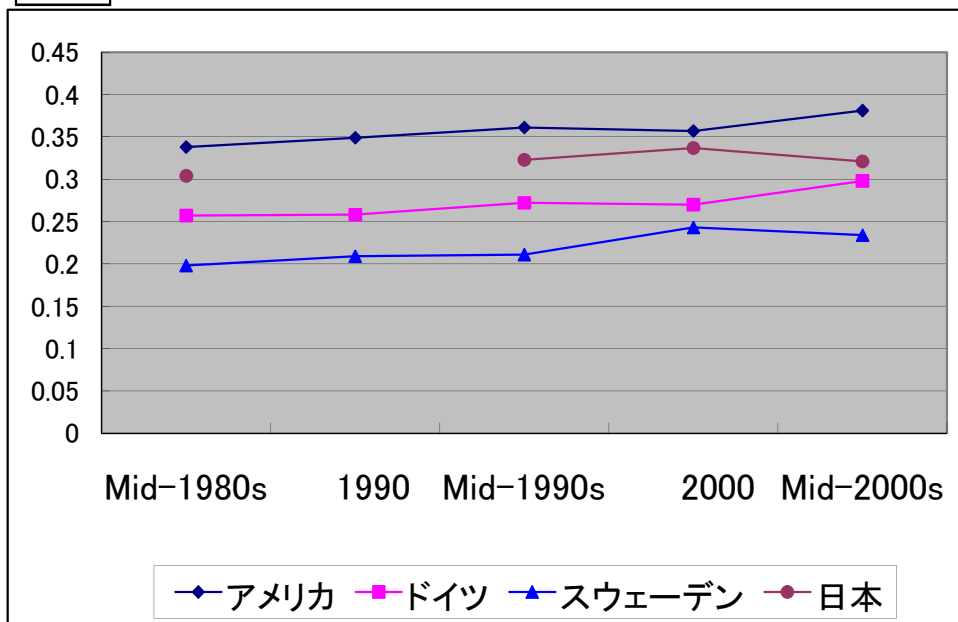


	Mid-1970s	Mid-1980s	Mid-1990s	Mid-2000s
アメリカ	15.4	17.9	16.7	17.1
ドイツ	6.3	8.5	11.0	14.9
スウェーデン	3.8	3.3	3.7	5.3
日本	12.0	13.7	14.9	17.1

出所)OECD(2009)「Society at a Glance 2009」をもとに、三重県政策部企画室が作成

No14

ジニ係数(所得再配分後)

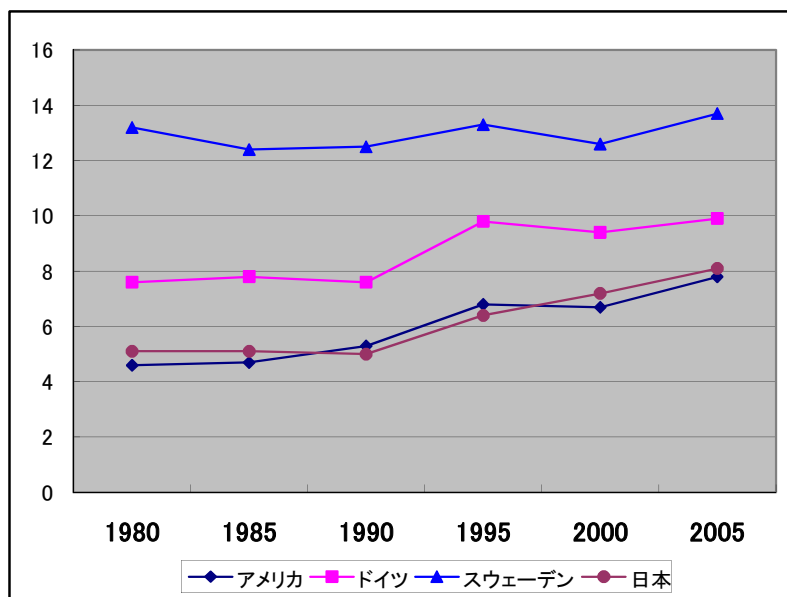


	Mid-1980s	1990	Mid-1990s	2000	Mid-2000s
アメリカ	0.338	0.349	0.361	0.357	0.381
ドイツ	0.257	0.258	0.272	0.27	0.298
スウェーデン	0.198	0.209	0.211	0.243	0.234
日本	0.304	0.323	0.337	0.321	0.321

出所)OECD(2009)「Society at a Glance 2009」をもとに、三重県政策部企画室が作成

No15

現物給付の対GDP比

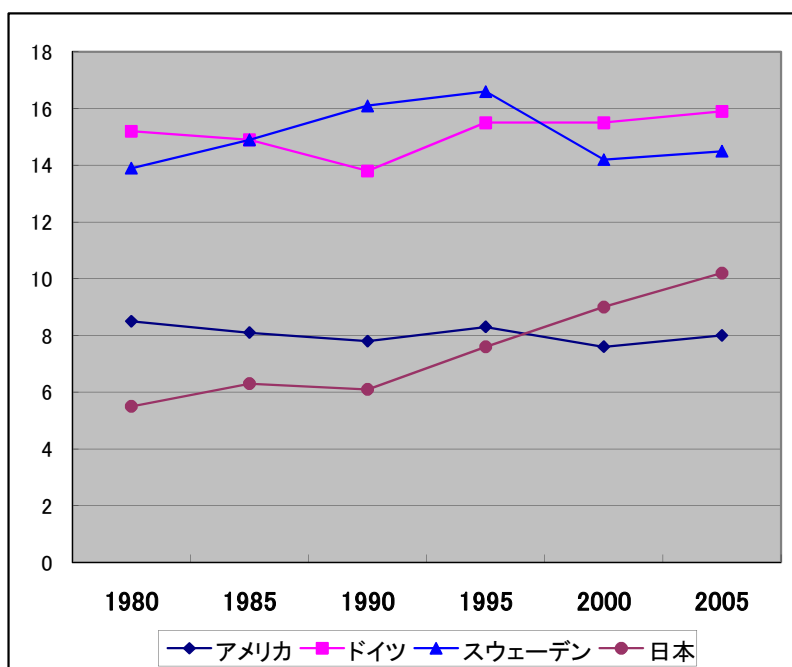


	1980	1985	1990	1995	2000	2005
アメリカ	4.6	4.7	5.3	6.8	6.7	7.8
ドイツ	7.6	7.8	7.6	9.8	9.4	9.9
スウェーデン	13.2	12.4	12.5	13.3	12.6	13.7
日本	5.1	5.1	5	6.4	7.2	8.1

出所)OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/index.aspx>)をもとに、三重県政策部企画室が作成

No16

現金給付の対GDP比

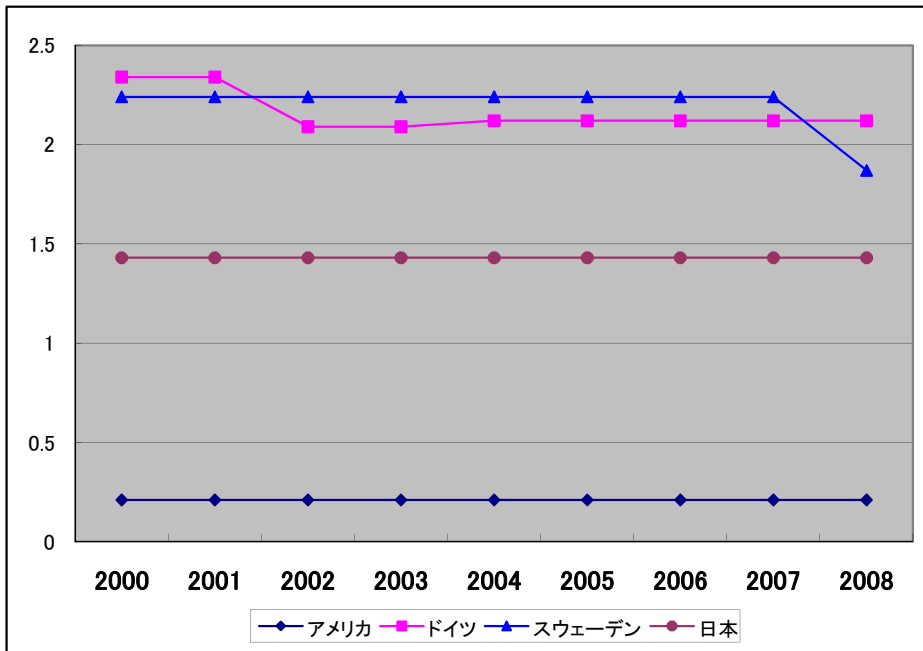


	1980	1985	1990	1995	2000	2005
アメリカ	8.5	8.1	7.8	8.3	7.6	8
ドイツ	15.2	14.9	13.8	15.5	15.5	15.9
スウェーデン	13.9	14.9	16.1	16.6	14.2	14.5
日本	5.5	6.3	6.1	7.6	9	10.2

出所)OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/index.aspx>)をもとに、三重県政策部企画室が作成

No17

雇用の弾力性 (OVERALL)

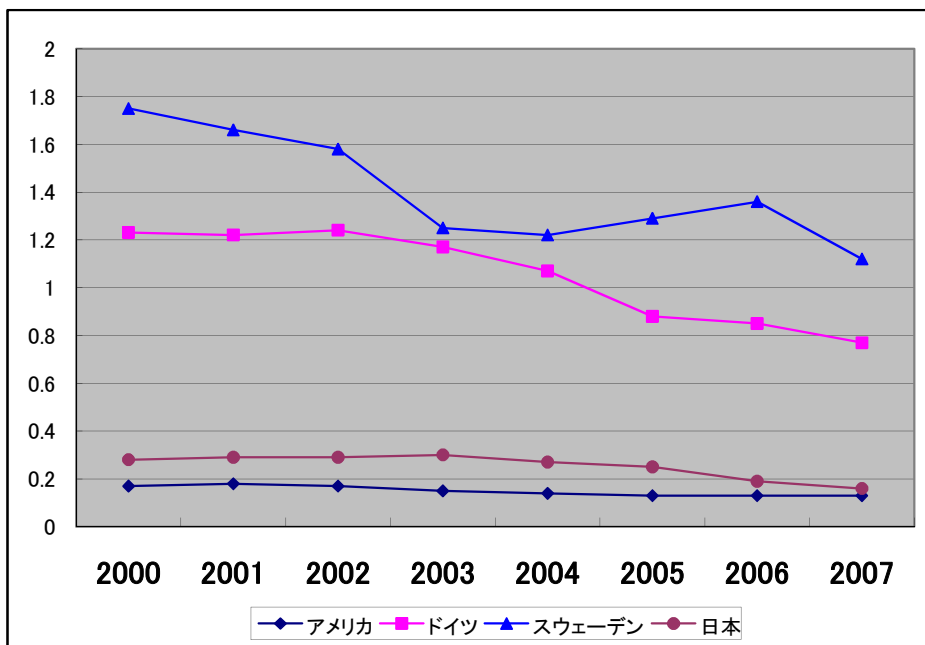


	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
アメリカ	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
ドイツ	2.34	2.34	2.09	2.09	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12
スウェーデン	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	1.87
日本	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43

出所) OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/index.aspx>) をもとに、三重県政策部企画室が作成

No18

積極的労働市場政策の支出割合 (対 GDP 比)



	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
アメリカ	0.17	0.18	0.17	0.15	0.14	0.13	0.13	0.13
ドイツ	1.23	1.22	1.24	1.17	1.07	0.88	0.85	0.77
スウェーデン	1.75	1.66	1.58	1.25	1.22	1.29	1.36	1.12
日本	0.28	0.29	0.29	0.3	0.27	0.25	0.19	0.16

出所) OECD.Stat Extracts (<http://stats.oecd.org/index.aspx>) をもとに、三重県政策部企画室が作成

参 考 資 料 2

「この国のあり方に関する研究会」設置要綱

「この国のあり方に関する研究会」委員名簿

「この国のあり方に関する研究会」開催経過

「この国のあり方に関する研究会」設置要綱

1 設置目的

全国知事会に「この国のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置し人びとが将来に希望を持ち、安心して暮らすことができる社会を再構築し、わが国の再生につなげるため、「この国のあり方」そのものについて議論を深め、政府や国民一般に広く明示していくことを目的とする。

2 組織及び構成等

(1) 研究会の位置付け及び座長の選任等

- ①研究会は、あらかじめ研究会に参加を表明した知事をもって組織する。
- ②座長は、全国知事会会長が指名した知事とする。
- ③座長を補佐するため、座長が指名する座長代理を置くことができる。

(2) 顧問の設置

有識者の中から、必要に応じ顧問を置くことができる。

3 研究会の運営

(1) 研究会は、研究会構成知事本人のおおむね1/4以上の出席をもって開催することとする。

(2) 会議は、知事本人による研究討議方式とし、非公開とする。

(3) 研究会に提出する案件は、開催日程調整後、原則として、研究会構成知事に送付するものとする。

なお、やむを得ず研究会に出席できない知事は、案件に対し、書面による意見を提出することができるものとする。

(4) 会議終了後、必要に応じ、座長又は座長代理は、記者会見を行い、会議の概要を発表するものとする。

4 設置期間

研究会の設置期間は、この要綱施行の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協議により、必要に応じ延長するものとする。

5 事務

研究会の事務は、座長県と全国知事会事務局が協力して処理する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、その他運用に必要な事項は、座長が別に定める。

7 施行

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

「この国のあり方に関する研究会」委員名簿

座長	三重県知事	野呂昭彦
座長代理	愛媛県知事	加戸守行
	秋田県知事	佐竹敬久
	岩手県知事	達増拓也
	山形県知事	吉村美栄子
	福島県知事	佐藤雄平
	新潟県知事	泉田裕彦
	群馬県知事	大澤正明
	栃木県知事	福田富一
	茨城県知事	橋本昌
	埼玉県知事	上田清司
	山梨県知事	横内正明
	静岡県知事	川勝平太
	富山県知事	石井隆一
	福井県知事	西川一誠
	滋賀県知事	嘉田由紀子
	京都府知事	山田啓二
	奈良県知事	荒井正吾
	和歌山県知事	仁坂吉伸
	鳥取県知事	平井伸治
	高知県知事	尾崎正直
	佐賀県知事	古川康
	宮崎県知事	東国原英夫
	沖縄県知事	仲井眞弘多

以上24名

顧問	東京大学名誉教授	
	地方財政審議会会長	神野直彦

この国のあり方に関する研究会の開催経過

平成21年9月10日 第1回研究会開催

【概要説明及び意見交換】

- 神野直彦東京大学名誉教授から「地方分権型の『ほどよい政府』をー21世紀日本の福祉国家と地方政府ー」（平成20年度全国知事会自主調査研究委託事業）の概要説明を受け、意見交換を行う。

【討議項目】

- 「この国のあり方に関する研究会設置要綱（案）」について
- 「今後の検討項目（案）」について
- 「今後の進め方・スケジュール（案）」について
- 「わが国に漂う不安感、閉塞感」について

平成21年10月21日 第2回研究会開催

【討議項目】

- 「福祉政策と雇用政策の国際比較から見たわが国の特徴と方向性」について
- 「わが国の目指すべき社会の方向性」について

平成21年11月20日

この国のあり方に関する研究会座長（野呂昭彦三重県知事）から仙谷由人内閣府特命担当大臣（行政刷新）に、この国がめざす具体的な社会像や中長期的な経済財政の運営方針を示した「国家ビジョン」を速やかに策定することを求める。

平成21年12月4日

この国のあり方に関する研究会座長（野呂昭彦三重県知事）から原口一博総務大臣に、この国がめざす具体的な社会像や中長期的な経済財政の運営方針を示した「国家ビジョン」を速やかに策定することを求める。

平成22年1月12日 第3回研究会開催

【意見交換】

- 「この国のあり方の実現に向けて」について、当研究会の顧問である神野直彦東京大学名誉教授及び井手英策慶応義塾大学准教授と意見交換を行う。

【討議項目】

- 「この国のあり方の実現に向けて」について

平成22年3月11日 第4回研究会開催

【討議項目】

- 「この国のあり方の実現に向けて」について

平成22年4月16日 第5回研究会開催

【討議項目】

- 「研究会報告書（案）」について